

高松市・塩江町合併協議会

第10回会議

附属資料

目次

1	「財産の取扱いについて」に関する資料（協議第20号資料）-----	1	~	4
2	「条例・規則等の取扱いについて」に関する資料（協議第21号資料）-----	5	~	6
3	「児童福祉事業について」に関する資料（協議第22号資料）-----	7	~	28
4	「病院事業について」に関する資料（協議第23号資料）-----	29	~	33
5	「その他の事業（美術館事業）について」に関する資料（協議第24号資料）-----	34	~	39
6	「附属機関等の取扱いについて」に関する資料（協議第25号資料）-----	40	~	43
7	「公共的団体等の取扱いについて」に関する資料（協議第26号資料）-----	44	~	46
8	「使用料・手数料等の取扱いについて」に関する資料（協議第27号資料）-----	47	~	92
9	「各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて」に関する資料（協議第28号資料）-----	93	~	113

協議第20号資料

「財産の取扱いについて」に関する資料

公 有 財 産 に つ い て	2
財 産 区 に つ い て	3
(参考資料 1) 市町の財産等に関する調書	4

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目		5 財産の取扱い		部会名	企画財政
分類		公有財産			
		現況			
項目	高松市	塩江町	問題点・課題		
1 土地及び建物	(1) 行政財産	(1) 行政財産			
	土地 7,059,362.79 m ² 建物 1,067,260.20 m ²	土地 124,897.50 m ² 建物 31,046.33 m ²			
(2) 普通財産	(2) 普通財産	(2) 普通財産			
	土地 671,214.10 m ² 建物 46,397.38 m ²	土地 1,971,656.59 m ² 建物 618.35 m ²			
2 有価証券	株券 738,333 千円 (3件)	株券 2,966 千円 (3件)			
3 出資による権利	5,034,252 千円	17,513 千円			
	(内訳) 出資金 3,068,185 千円 出捐金 1,966,067 千円	(内訳) 出資金 11,081 千円 出捐金 5,450 千円 拠出金 793 千円 その他 189 千円			
4 債権	4,691,242 千円 (12件)	80,000 千円 (1件)			
5 基金	19,394,564 千円	1,210,561 千円			
6 起債残高	234,487,082 千円	5,167,384 千円			
	(内訳) 一般会計 122,911,968 千円 特別会計 92,528,648 千円 企業会計 19,046,466 千円	(内訳) 一般会計 3,287,250 千円 特別会計 1,626,122 千円 企業会計 254,012 千円			
			調整案		
			塩江町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。		

数字は平成 14年度末現在

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	5 財産の取扱い																																																					
分類	財産区																																																					
現 況																																																						
項 目	高 松 市	塩 江 町																																																				
1 管理会	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">弦打財産区</td> <td>区域面積</td> <td>7.05 km²</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>73,044 m²</td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>568 m³</td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>1,420 千円</td> </tr> <tr> <td>財産管理委員定数</td> <td colspan="2">7 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">雌雄島財産区</td> <td>区域面積</td> <td>4.06 km²</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>783,325 m²</td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>3,869 m³</td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>7,630 千円</td> </tr> <tr> <td>財産管理委員定数</td> <td colspan="2">7 人</td> </tr> </table>	弦打財産区	区域面積	7.05 km ²	財産	山林	73,044 m ²	立木	568 m ³	管理基金	1,420 千円	財産管理委員定数	7 人		雌雄島財産区	区域面積	4.06 km ²	財産	山林	783,325 m ²	立木	3,869 m ³	管理基金	7,630 千円	財産管理委員定数	7 人		<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">塩江地区財産区</td> <td>区域面積</td> <td>28.04 km²</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>30,330 m²</td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>2,740 m³</td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>9,131 千円</td> </tr> <tr> <td>財産管理委員定数</td> <td colspan="2">7 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">上西地区財産区</td> <td>区域面積</td> <td>22.73 km²</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>2,420 m²</td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>359 m³</td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>2,330 千円</td> </tr> <tr> <td>財産管理委員定数</td> <td colspan="2">7 人</td> </tr> </table>	塩江地区財産区	区域面積	28.04 km ²	財産	山林	30,330 m ²	立木	2,740 m ³	管理基金	9,131 千円	財産管理委員定数	7 人		上西地区財産区	区域面積	22.73 km ²	財産	山林	2,420 m ²	立木	359 m ³	管理基金	2,330 千円	財産管理委員定数	7 人	
弦打財産区	区域面積		7.05 km ²																																																			
	財産		山林	73,044 m ²																																																		
			立木	568 m ³																																																		
		管理基金	1,420 千円																																																			
財産管理委員定数	7 人																																																					
雌雄島財産区	区域面積	4.06 km ²																																																				
	財産	山林	783,325 m ²																																																			
		立木	3,869 m ³																																																			
		管理基金	7,630 千円																																																			
財産管理委員定数	7 人																																																					
塩江地区財産区	区域面積	28.04 km ²																																																				
	財産	山林	30,330 m ²																																																			
		立木	2,740 m ³																																																			
		管理基金	9,131 千円																																																			
財産管理委員定数	7 人																																																					
上西地区財産区	区域面積	22.73 km ²																																																				
	財産	山林	2,420 m ²																																																			
		立木	359 m ³																																																			
		管理基金	2,330 千円																																																			
財産管理委員定数	7 人																																																					
2 議会	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">鬼無財産区</td> <td>区域面積</td> <td>6.98 km²</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>990,071 m²</td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>8,330 m³</td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>59,259 千円</td> </tr> <tr> <td>議員定数</td> <td colspan="2">14 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">香西財産区</td> <td>区域面積</td> <td>4.11 km²</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>1,180,853 m²</td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>3,626 m³</td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>85,643 千円</td> </tr> <tr> <td>議員定数</td> <td colspan="2">12 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">下笠居財産区</td> <td>区域面積</td> <td>18.88 km²</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>1,361,390 m²</td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>7,183 m³</td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>136,747 千円</td> </tr> <tr> <td>議員定数</td> <td colspan="2">14 人</td> </tr> </table>	鬼無財産区	区域面積	6.98 km ²	財産	山林	990,071 m ²	立木	8,330 m ³	管理基金	59,259 千円	議員定数	14 人		香西財産区	区域面積	4.11 km ²	財産	山林	1,180,853 m ²	立木	3,626 m ³	管理基金	85,643 千円	議員定数	12 人		下笠居財産区	区域面積	18.88 km ²	財産	山林	1,361,390 m ²	立木	7,183 m ³	管理基金	136,747 千円	議員定数	14 人		該当なし													
鬼無財産区	区域面積		6.98 km ²																																																			
	財産		山林	990,071 m ²																																																		
			立木	8,330 m ³																																																		
		管理基金	59,259 千円																																																			
議員定数	14 人																																																					
香西財産区	区域面積	4.11 km ²																																																				
	財産	山林	1,180,853 m ²																																																			
		立木	3,626 m ³																																																			
		管理基金	85,643 千円																																																			
議員定数	12 人																																																					
下笠居財産区	区域面積	18.88 km ²																																																				
	財産	山林	1,361,390 m ²																																																			
		立木	7,183 m ³																																																			
		管理基金	136,747 千円																																																			
議員定数	14 人																																																					

数字は平成 14年度末現在

部 会 名	企 画 財 政
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
塩江地区財産区及び上西地区財産区の財産については、それぞれの財産区の財産として高松市に引き継ぐものとする

参考資料 1

市町の財産等に関する調書

(1) 土地及び建物

区分		高 松 市		塩 江 町		
		土地 (㎡)	建物 (㎡)	土地 (㎡)	建物 (㎡)	
行政財産	公有財産	本庁舎	8,839.17	34,021.37	6,439.74	3,017.82
		消防施設	18,861.47	13,274.31	508.50	389.88
		その他の施設	303,338.65	119,320.50	420.15	134.78
	公共物財産	学 校	992,811.46	427,323.33	34,152.12	9,736.00
		公営住宅	498,222.65	236,072.17	6,258.45	4,671.59
		公 園	1,034,332.59	9,189.58	-	-
普通財産	山 林	255,026.00	-	1,942,446.65	-	
	宅 地	355,914.97	46,397.38	8,376.37	618.35	
	その他	60,273.13	-	20,833.57	-	
計		7,730,576.89	1,113,657.58	2,096,554.09	31,664.68	

数字は平成14年度末現在

(2) 基金

高 松 市		塩 江 町		
		基金積立現在額 (円)	基金積立現在額 (円)	
積立基金	財政調整基金	7,546,483,477	一般財政調整基金	539,515,617
	減債基金	4,107,581,982	減債基金	66,398,564
	生活環境施設整備基金	24,020,015		
	建設事業基金	1,057,769,998		
	市民会館建設事業基金	4,911,723,195		
	国民健康保険事業財政調整基金	0	国保財調基金	65,585,668
	介護保険事業財政調整基金	1,081,801,000	介護保険事業財政調整基金	47,053,824
	中小企業勤労者福祉共済基金	120,184,659		
			学校建築基金	63,396
			空港周辺整備基金	24,607,153
			後継者人材育成基金	23,741,719
			地域振興基金	158,069,864
			中山間地域振興基金	4,225,757
			中山間ふるさと水と土保全対策基金	10,239,094
			美術品等取得基金	6,338,337
			福祉施設整備基金	11,784,288
			新清綿工場周辺整備基金	228,942,056
			塩江財産区積立金	9,130,543
			上西財産区積立金	2,329,774
	定額基金	用品調達基金	5,000,000	
土地開発基金		540,000,000	土地開発基金	986,963
計		19,394,564,326		1,210,560,617

数字は平成14年度末現在

協議第 2 1 号資料

「条例・規則等の取扱いについて」に関する資料

条 例 ・ 規 則 等 の 数 に つ い て 6

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	14 条例・規則等の取扱い	
分類	条例・規則等の数	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 条例 規則等数	1 条例 233本 2 規則 282本 3 規程等 165本 (平成16年4月1日現在)	1 条例 153本 2 規則 129本 3 規程等 59本 (平成16年4月1日現在)

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。 ただし 行政制度等の調整結果を踏まえ 条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。

協議第 2 2 号資料

「児童福祉事業について」に関する資料

保 育 所 の 現 況 に つ い て	8
保 育 料 に つ い て	9
第 3 子 以 降 保 育 料 減 免 事 業 に つ い て	10
特 別 保 育 事 業 に つ い て	11 ~ 13
病 後 児 保 育 事 業 に つ い て	14
私 立 保 育 所 支 援 事 業 に つ い て	15 ~ 16
認 可 外 保 育 支 援 事 業 に つ い て	17
民 間 児 童 厚 生 施 設 運 営 補 助 事 業 に つ い て	18
母 子 家 庭 等 就 業 ・ 自 立 支 援 セ ン タ ー 事 業 に つ い て	19
子 育 て 短 期 支 援 事 業 に つ い て	20
母 子 生 活 支 援 施 設 に つ い て	21
母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 等 事 業 に つ い て	22
母 子 等 医 療 費 助 成 制 度 に つ い て	23
乳 幼 児 医 療 費 助 成 制 度 に つ い て	24
（別紙 1）高松市と塩江町保育料徴収金額比較表	25
（別紙 2）母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容	26 ~ 28

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	保育所の現況			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 保育所数及び定員	・公立保育所 31カ所 定員 3,095人 ・私立保育所 25カ所 定員 3,005人	・公立保育所 1カ所 定員 120人 ・私立保育所 なし		
2 対象者(年齢)	就学前児童	就学前児童		
3 年齢別児童数	平成 16年 4月 1日現在在所年齢別児童数	平成 16年 4月 1日現在在所年齢別児童数	対 応 策	
	(1) 0歳児 290人 (2) 1歳児 912人 (3) 2歳児 1,168人 (4) 3歳児 1,301人 (5) 4歳児 1,297人 (6) 5歳児 1,306人 合計 6,274人	(1) 0歳児 2人 (2) 1歳児 7人 (3) 2歳児 20人 (4) 3歳児 33人 (5) 4歳児 39人 (6) 5歳児 28人 合計 129人	調 整 案	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業	
分類	保育料	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 保育料等	(階層区分) A階層～D6階層の10階層 生活保護法による被保護世帯(A) 市町村民税非課税世帯(B) 市町村民税課税世帯(C1均等割、C2所得割) 所得税課税世帯(D1～D6) (年齢区分) A階層～D1階層(3歳未満児、3歳以上児) D2階層～D6階層(3歳未満児、3歳児、4歳以上児) (保育料月額) 別紙1 高松市と塩江町の保育料徴収金額比較表のとおり	(階層区分) A階層～D12階層の17階層 生活保護法による被保護世帯(A) 市町村民税非課税世帯(B) 市町村民税課税世帯(C1均等割、C2所得割5,000円未満、C3所得割5,000円以上) 所得税課税世帯(D1～D12) (年齢区分) A階層～D12階層(3歳未満児、3～4歳児、5歳以上児) (保育料月額) 別紙1 高松市と塩江町の保育料徴収金額比較表のとおり

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
保育料の階層区分・年齢区分・保育料月額が異なっている

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時における急激な負担増を緩和するため、塩江町の保育所に入所する児童の保育料については、合併年度及びその翌年度は現行どおりとし、合併年度の翌々年度から5年度目において、高松市の保育料と同額となるよう段階的に調整するものとする

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町の保育所の保育料については、合併年度及びその翌年度は現行どおりとし、合併年度の翌々年度から5年度目において、高松市の保育料と同額となるよう調整するものとする

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業																					
分類	第3子以降保育料減免事業																					
	現 況																					
項目	高 松 市	塩 江 市 町																				
1 対象及び減免内容等	<p>BからD6階層に属する同一世帯で3人以上の児童(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を現に養育し、かつ、当該児童のうち出生順位が第3位以降の児童が当該世帯から入所している場合においては、当該児童の保育料は、徴収金額表及び備考1の規定にかかわらず、次のとおりである。また、3歳未満児のいるD3からD6階層に属する世帯の保育料は、別紙1「高松市と塩江町の保育料徴収金額比較表」中の高松市保育料徴収金額表、備考1の規定にかかわらずBからD2階層に属する世帯の規定を適用する。</p> <p>(1) BからD2階層に属する世帯 0円 (2) D3からD6階層に属する世帯</p> <p>ア 出生順位が第3位以降の児童が3歳未満児の場合 0円 イ 出生順位が第3位以降の児童が3歳以上の場合 徴収金額表および備考1の規定により算出された保育料の1/2の額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>階層</th> <th>保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>B～D6</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以上児</td> <td>B～D2</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>D3～D6</td> <td>金額表の1/2</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	階層	保育料	3歳未満児	B～D6	0円	3歳以上児	B～D2	0円	D3～D6	金額表の1/2	<p>BからD12階層に属する同一世帯で3人以上の児童(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を現に養育し、かつ、当該児童のうち出生順位が第3位以降の3歳未満の児童が当該世帯から入所している場合においては、当該児童の保育料を免除する。ただし、同一世帯から出生順位が第3位以降である3歳未満児を含む2人以上の児童が保育されている場合は、徴収金額表の額を徴収金の額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>階層</th> <th>保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>B～D12</td> <td>0円 1</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児</td> <td>B～D12</td> <td>減免なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 3歳未満児を含む2人以上が入所している場合は、減免なし。</p>	年齢	階層	保育料	3歳未満児	B～D12	0円 1	3歳以上児	B～D12	減免なし
年齢	階層	保育料																				
3歳未満児	B～D6	0円																				
3歳以上児	B～D2	0円																				
	D3～D6	金額表の1/2																				
年齢	階層	保育料																				
3歳未満児	B～D12	0円 1																				
3歳以上児	B～D12	減免なし																				

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
対象階層及び減免内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業		部会名	健康福祉
分類	特別保育事業			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題
1 障害児保育	<p>(内容) 健全児とともに生活することにより心身の発達が促進され と思われる障害のある児童を受入れする障害児保育を公立 保育所及び私立保育所で実施。 (保育時間) 【公立】 健全児と同じ保育時間 【私立】 健全児と同じ保育時間 (保育料) 別紙 1「高松市と塩江町の保育料徴収金額比較表」のとおり</p>	<p>該当なし。</p>		<p>塩江町は、公立保育所のみである。 塩江町では、障害児保育、在宅障害 児ふれあい事業、地域子育て推進事 業、地域子育て支援センター事業、休 日保育及び学童保育を実施していな い。 延長保育の保育料に差異がある。</p>
2 延長保育	<p>(内容) 保護者の残業等、やむを得ない事情のため、原則として 午後6時を超えて、おおむね1時間以上の保育を必要とする 場合に、公立保育所12ヶ所、私立保育所25ヶ所で延長 保育を実施。 (保育時間) 【公立】 午後7時まで 【私立】 概ね午後7時まで (園により、それ以降の場合がある) (保育料) 【公立】 1回当たり300円 【私立】 保育所により異なる</p>	<p>(内容) 保護者の残業等、やむを得ない事情のため、原則とし 6時を超えて、おおむね1時間以上の保育を必要とする 場合に、実施 (保育時間) 午後7時まで (保育料) 1月当たり2,000円</p>		対 応 策
				<p>保育料については、高松市の制度に 統一する。</p>
3 一時保育	<p>(内容) 保護者の断続的・短時間就労等の就労形態の多様化に 伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育 などの一時的な保育に対する需要に対応するため公立保 育所3ヶ所、私立保育所19ヶ所で一時保育を実施。 (保育時間) 【公立】 月～金曜日の9:00～16:00 【私立】 保育所により異なる (保育料) 【公立】 ・1日 2,500円 半日 1,500円 【私立】 保育所により異なる</p>	<p>(内容) 保護者の断続的・短時間就労等の就労形態の多様化 に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の 保育などの一時的な保育に対する需要に対応するため 一時保育を実施。 (保育時間) 月～金曜日の9:00～16:00 (保育料) ・1日 2,500円 半日 1,500円</p>		調 整 案
				<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業		部会名	健康福祉
分類	特別保育事業			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 乳児保育	<p>(内容) 2ヶ月～1歳未満の乳児を保育する乳児保育を公立保育所 22ヶ所、私立保育所 25ヶ所を実施。 【公立】 3ヵ月～1歳未満 22ヶ所</p> <p>【私立】 2ヵ月～1歳未満 13ヶ所 3ヵ月～1歳未満 11ヶ所 4ヵ月～1歳未満 1ヶ所</p>	<p>(内容) 6ヵ月～1歳未満の乳児を保育する乳児保育を実施。</p>		
5 在宅障害児ふれあい事業	<p>(内容) 在宅の障害児に対して保育所を開放して、交流を深めたり育児相談などを行う事業を公立保育所 13ヶ所を実施。</p>	<p>該当なし。</p>		
6 保育体験事業	<p>(内容) 中学生・高校生を対象に、保育所における保育の体験を通して、男女の別なく子育ての楽しさや喜びを体得できる機会を提供する事業を公立保育所 14ヶ所を実施。</p>	<p>(内容) 中学生・高校生を対象に、保育所における保育の体験を通して、男女の別なく子育ての楽しさや喜びを体得できる機会を提供する事業を実施。</p>		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業	
分類	特別保育事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
7 地域子育て推進事業	(内容) 在宅の児童に保育所を開放して、入所児童との交流を図ったり子育ての悩みや不安について、経験豊富な保育士が相談に応じたり子育ての仲間が欲しい時に、子育ての情報の提供や子育てサークルなどの支援をする事業を公立保育所18ヶ所、私立保育所18ヶ所で実施。	該当なし。
8 世代間交流事業	(内容) 保育所等で地域のお年寄りとおふれあうことにより世代間の交流を図る事業を公立保育所2ヶ所、私立保育所17ヶ所で実施。	(内容) 保育所等で地域のお年寄りとおふれあうことにより世代間の交流を図る事業を実施。
9 地域子育て支援センター事業	子育て家庭等の育児不安についての相談指導、子育てサークル等の育成・支援、特別保育事業等の実施・普及促進及び地域の保育の情報の提供を行う事業を、私立保育所5ヶ所で実施。	該当なし。
10 休日保育	日曜 祝日等の保護者の勤務等により、保護者が休日に面倒を見る事ができない子どもを、保育所において保育する事業を、私立保育所4ヶ所で実施。	該当なし。
11 学童保育	保護者が労働等により、昼間家にいない家庭の小学校低学年の児童に対し、授業終了後に遊び・生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業を、私立保育所9ヶ所で実施。	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	病後児保育事業			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 内容	保育所に通所中の児童等が病気の「回復期」にあ り 集団保育の困難な期間、その児童を病院等に付 設された専用スペースで一時的に預かることにより 保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童の健 全育成を図る。	該当なし。		
2 委託機関	市内の医療機関 3カ所			
3 利用負担金	午前 8時から午後 5時まで 2,000円 開設時間が半日の場合 1,000円 上記の利用時間に引き続き延長 1時間 500円		対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業	
分類	私立保育所支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 運営委託	私立保育所に対して、国の保育単価に基づき、各月初日の入所人員に応じて支払っている。	該当なし。
2 特別保育事業委託	乳児保育促進事業、障害児保育支援事業、休日保育事業、地域子育て支援センター事業などの特別保育事業を実施している私立保育所に対して、運営費を支払っている。	該当なし。
3 特別保育事業補助	延長、一時保育を実施している私立保育所に対して、補助金を支払っている。	該当なし。
4 職員研修費補助	(内容) 私立保育所が実施する職員研修に係わる経費の一部を補助する。 (補助金額) 職員 1人当たり年間 15,000円	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業	
分類	私立保育所支援事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
5 保育所入所等事務謝金	私立保育所において入所申込の交付および受付等、入所事務に対する役務について、謝金を交付している	該当なし。
6 社会福祉法人児童福祉施設賠償責任保険補助金	(内容) 私立保育所に対し 児童福祉施設賠償責任保険に係る経費の一部を補助する。 (補助金額) 児童数(定員)1名当たり年間 70円	該当なし。
7 高松市保育研究会事業補助金	高松市保育研究会の実施する研修会、研究会、保育まつり等に対して、研究費として30万円、人権保育関係として72万円、保育まつり開催経費の一部として20万円を補助している。	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	認可外保育支援事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 施設助成	<p>(目的) 認可外保育施設に入所している児童の福祉向上を図るため、認可外保育施設に対して、一定の条件のもと、保育用品、給食用品等に要する経費に対して補助を行っている</p> <p>(内容) 保育用品、給食用品等に要する経費に対し補助 ・昼間児童1人当たり3,500円/月 ・夜間児童1人当たり5,000円/月</p>	該当なし。	対 応 策	
2 職員健康診断助成	<p>(目的) 認可外保育施設に勤務する保育従事者等の健康診断に要する経費を助成することにより、認可外保育施設を利用する児童の安全および衛生の確保を図ることを目的とする</p> <p>(内容) 施設の職員が健康診断を受けた場合、1人当たり4,200円を補助</p>	該当なし。		
3 第3子等保育料助成	<p>(内容) 認可外保育施設に入所している第3子等の児童について、保育料の一部を助成している。 ・3歳未満児 10,000円/月 ・3歳以上児 5,000円/月又は10,000円/月(所得税額による)</p>	該当なし。	調 整 案	高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業	
分類	民間児童厚生施設運営補助事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 目的	民間児童館に対して、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に実施する事業運営費の一部を助成する。	該当なし。
2 事業内容	上記の目的を達成するために、下記の事業を民間児童館で実施 ・児童健全育成相談支援事業 ・自然体験活動事業 ・子どもボランティア育成支援事業 ・巡回児童館事業 ・年長児童等来館促進事業 ・特別事業	
3 補助額率	国の補助基準額の 1/ 3 国 1/ 3 県 1/ 3 社会福祉法人 1/ 3 社会福祉法人の負担部分 1/ 3を市単独補助 額については、高松市民間児童館活動事業費補助金交付要綱のとおり	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業	
分類	母子家庭等就業・自立支援センター事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 実施機関	高松市	香川県
2 目的	地域で生活し、継続的生活指導を必要とする母子家庭の母等へ、就業支援サービスを提供するなどして自立の促進を図る	高松市と同じ。
3 内容	就業支援講習会事業等、各種事業を実施	高松市と同じ。
4 委託先	(財)香川県母子福祉連合会に、事業委託	高松市と同じ。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
・実施機関が異なる。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を、香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業	
分類	子育て短期支援事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 短期入所生活援助	<p>(実施機関) 高松市 (内容) 市内在住の1歳以上の児童で、保護者の養育が一時的に困難となった者及び緊急一時的に保護を必要とする母子に対し、児童福祉施設等において養育・保護する。 (委託機関) 児童養護施設 讃岐学園 (利用期間) 原則 1週間 (利用者負担) 国の基準額どおり 2歳未満児 10,800円 2歳以上児 5,600円 生活保護世帯等は減免あり</p>	該当なし。
2 夜間養護	<p>(実施機関) 高松市 (内容) 市内在住で保護者の仕事等が恒常的に夜間となる家庭の小学生に対し、夜間の養護を行う (委託機関) 児童養護施設 讃岐学園 (利用期間) 原則 6カ月程度で午後 6時から午後 10時まで (利用者負担) 国の基準額どおり 小学生 1,600円 特に市長が認める児童 1,600円 生活保護世帯等は減免あり</p>	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業	
分類	母子生活支援施設	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 目的	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童の入所を行い、これらの者の保護及び生活支援を目的とする施設で、要保護児童の健全育成を図るとともに、母子家庭の自立に向けた指導を行う	該当なし。
2 名称 設置場所	高松市屋島ファミリーホーム 高松市高松町75番地15	
3 施設内容等	主に、施設内で行っている事業等 (母子の会、誕生会、料理教室、手芸教室、地域交流会、学習会、その他)	
4 利用対象者	原則として、高松市民のみ。	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業	
分類	母子寡婦福祉資金貸付等事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 実施機関	高松市	香川県
2 目的・対象者	母子家庭の母、寡婦等に対し、生活の安定と子どもの福祉の向上を図るため、各種資金を貸し付ける。 母子福祉資金 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子 父母のない20歳未満の児童（修学、修業、就職支度、修学支度、児童扶養資金） 寡婦福祉資金・寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子	高松市と同じ。
3 貸付額	別紙2 母子福祉資金 寡婦福祉資金貸付金の種類と内容」のとおり	高松市と同じ。
4 金利	別紙2 母子福祉資金 寡婦福祉資金貸付金の種類と内容」のとおり	高松市と同じ。
5 償還方法	別紙2 母子福祉資金 寡婦福祉資金貸付金の種類と内容」のとおり	高松市と同じ。
6 利子補給	(対象) 市内に住所を有する有利子母子福祉資金・寡婦福祉資金の借受者で、償還計画に定める償還期日の属する年度内に、資金を償還した者に対し、市単独で補給している。 (助成額) 償還した利子相当額	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
・実施機関が異なっている。 ・塩江町では、利子補給が実施されていない。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業	
分類	母子等医療費助成制度	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者のない女子等、現に20歳未満の児童を扶養している母等とその児童 ・配偶者のない男子が、現に扶養している20歳未満の児童 ・父が身体障害者(1級、2級)あるいは知的障害(㊤A)で長期にわたって労働能力を失い、扶養されていない母と児童 ・父母のない20歳未満の児童 (その世帯における所得による制限はなし。) 	高松市と同じ。
2 助成内容	保険診療の自己負担相当額 (ただし、高額療養費を除く。)	高松市と同じ。
3 助成方法	現物給付 (ただし、市外の病院等で受診した場合と食事代は償還給付)	償還給付

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
助成の方法が異なっている。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業		部会名	市民
分類	乳幼児医療費助成制度			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 助成対象者	市内に住所を有する6歳未満の乳幼児の保護者 (その世帯における所得による制限はなし。)	町内に住所を有する、満12歳に達した日以降の最初の3月31日までの乳幼児の保護者 (その世帯における所得による制限はなし。) 満6歳未満の対象者については、香川県が助成しており、6歳以上の対象者については、町単独で助成している	助成対象者及び助成方法に差異がある。	
2 助成内容	保険診療の自己負担相当額 (ただし、高額療養費を除く。)	高松市と同じ。	対 応 策	
3 助成方法	現物給付 (ただし、市外の病院等で受診した場合と食事代は、償還給付)	【6歳未満の対象者】 現物給付、償還給付のどちらでも可能 (ただし、現物給付は、高松市医師会・高松市薬剤師会・高松市歯科医師会に加入している医療機関のみ。) 【6歳～12歳の対象者】 償還給付	高松市の制度に統一する ただし、合併時において塩江町に住所を有し、引き続き塩江町に住所を有する者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の塩江町の制度を適用するものとする。	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において塩江町に住所を有する者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の塩江町の制度を適用するものとする。	

高松市と塩江町の保育料徴収金額比較表

高松市保育料徴収金額表					塩江町保育料徴収金額表				
階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 定義	保育料月額			階層区分	各月初日の在籍保育児童の属する世帯の階層区分 定義	町徴収基準(月額)		
		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合				3歳未満児	3~4歳児	5歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	0	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	0
B	A階層およびD階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	7,000 (3,500) < 700>	5,000 (2,500) < 500>		B	A階層およびD階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	2,350 (1,175) < 235>	1,690 (845) < 169>	1,690 (845) < 169>
C1	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	15,000 (7,500) < 1,500>	13,000 (6,500) < 1,300>		C1	均等割のみ(所得割の額のない世帯)	8,530 (4,265) < 853>	5,860 (2,930) < 586>	5,860 (2,930) < 586>
C2	所得割の額がある世帯	18,000 (9,000) < 1,800>	16,000 (8,000) < 1,600>		C2	所得割が5,000円未満である世帯	10,870 (5,435) < 1,087>	8,200 (4,100) < 820>	8,200 (4,100) < 820>
D1	A階層を除き、前年分の所得課税世帯であって、その所得の額の区分が次の区分に該当する世帯	23,000 (11,500) < 2,300>	20,000 (10,000) < 2,000>		D1	A階層を除き、前年分の所得課税世帯であって、その所得の額の区分が次の区分に該当する世帯	13,290 (6,645) < 1,329>	10,940 (5,470) < 1,094>	10,940 (5,470) < 1,094>
D2	13,000円未満		3歳児の場合	4歳以上児の場合	D2	3,000円以上15,000円未満	15,290 (7,645) < 1,529>	12,940 (6,470) < 1,294>	12,940 (6,470) < 1,294>
			30,000 (15,000) < 3,000>	26,000 (13,000) < 2,600>			25,000 (12,500) < 2,500>	D3	15,000円以上17,000円未満
D3	64,000円以上112,000円未満	38,000 (18,000) < 3,800>	31,000 (15,000) < 3,100>	26,000 (13,000) < 2,600>	D4	17,000円以上50,000円未満	23,410 (11,705) < 2,341>	21,060 (10,530) < 2,106>	21,060 (10,530) < 2,106>
D4	112,000円以上160,000円未満	49,000 (18,500) < 4,900>	32,000 (15,500) < 3,200>	27,000 (13,500) < 2,700>	D5	50,000円以上80,000円未満	27,120 (13,560) < 2,712>	26,680 (13,340) < 2,668>	24,100 (12,050) < 2,410>
					D6	80,000円以上120,000円未満	27,120 (13,560) < 2,712>	26,680 (13,340) < 2,668>	24,100 (12,050) < 2,410>
D5	160,000円以上408,000円未満	52,000 (19,000) < 5,200>	33,000 (16,000) < 3,300>	28,000 (14,000) < 2,800>	D7	120,000円以上140,000円未満	27,120 (13,560) < 2,712>	26,680 (13,340) < 2,668>	24,100 (12,050) < 2,410>
					D8	140,000円以上180,000円未満	27,120 (13,560) < 2,712>	26,680 (13,340) < 2,668>	24,100 (12,050) < 2,410>
D6	408,000円以上	53,000 (19,000) < 5,300>	34,000 (16,000) < 3,400>	29,000 (14,000) < 2,900>	D9	180,000円以上200,000円未満	27,120 (13,560) < 2,712>	26,680 (13,340) < 2,668>	24,100 (12,050) < 2,410>
					D10	200,000円以上240,000円未満	27,120 (13,560) < 2,712>	26,680 (13,340) < 2,668>	24,100 (12,050) < 2,410>
					D11	240,000円以上510,000円未満	27,120 (13,560) < 2,712>	26,680 (13,340) < 2,668>	24,100 (12,050) < 2,410>
					D12	510,000円以上	27,120 (13,560) < 2,712>	26,680 (13,340) < 2,668>	24,100 (12,050) < 2,410>

備考1 この表の階層区分BからD6階層までの保育料月額()及び< >内の金額は、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において適用される保育料である。この場合の適用方法は、BからD2階層に属する世帯については最も年齢の高い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の高い児童1人は、()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。また、D3からD6階層に属する世帯については、最も年齢の低い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の低い児童は、()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。

2 B階層で次に掲げる世帯である場合には、当該階層の保育料を 0円とする。
 (1)母子世帯等 母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子で、現に児童を扶養している者の世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
 (2)在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる児(者)を有する世帯
 ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
 イ 療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者
 ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者

3 BからD6階層に属する同一世帯で、3人以上の児童(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を現に養育し、かつ、当該児童のうちの出生順位が第3位以降の児童が当該世帯から入所している場合においては、当該児童の保育料は、徴収金額表及び備考1の規定にかかわらず、次のとおりである。また、3歳未満児のいるD3からD6階層に属する世帯の保育料は、備考1の規定にかかわらずBからD2階層に属する世帯の規定を適用する。
 (1)BからD2階層に属する世帯 0円
 (2)D3からD6階層に属する世帯
 ア 出生順位が第3位以降の児童が3歳未満児の場合 0円
 イ 出生順位が第3位以降の児童が3歳以上の場合 徴収金額表及び備考1の規定により算出された保育料の1/2の額

備考1 この表の階層区分BからD12階層までの保育料月額()及び< >内の金額は、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において適用される保育料である。この場合の適用方法は、BからD5階層に属する世帯については最も年齢の高い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の高い児童1人は、()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。また、D6からD12階層に属する世帯については、最も年齢の低い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の低い児童は、()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。ただし、5歳児で、D3からD12階層の基準額が15,000円を超えるときは15,000円とする。

2 B階層で次に掲げる世帯である場合には、当該階層の保育料を 0円とする。
 (1)母子世帯等 母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子で、現に児童を扶養している者の世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
 (2)在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる児(者)を有する世帯
 ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
 イ 療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者
 ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3)その他の世帯(保護者の申請に基づき、生活保護法に定めるよう保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯。
 3 BからD12階層に属する同一世帯で、3人以上の児童(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を現に養育し、かつ、当該児童のうちの出生順位が第3位以降の児童が当該世帯から入所している場合においては、当該児童の保育料を免除する。ただし、同一世帯から出生順位が第3位以降である3歳未満児を含む2人以上の児童が保育されている場合は、上記表の額を徴収金の額とする。

母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容

資金の種別一覧表

(平成16年4月1日現在)

資金の種別	内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
事業開始資金	母子家庭の母、寡婦等および母子福祉団体が事業を開始するのに必要な経費	2,830,000 円 団体 4,260,000 円	貸付後 1 年	据置後 7 年以内	無利子
事業継続資金	母子家庭の母、寡婦等および母子福祉団体が事業を継続するのに必要な経費	1,420,000 円	貸付後 6 か月	据置後 7 年以内	無利子
就学支度資金	母子家庭の母、寡婦等が扶養している児童等が小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校または修業施設へ入学または入所する際に必要な被服等を購入する経費に充てる資金	別表 1 参照	修学・修業 期間終了後 (小中学校 は 15 歳到 達後) 6 か月	据置後 5 年以内 ただし、修 学資金と同 時貸付けの 場合は、修 学と同じ期 間	無利子
修学資金	母子家庭の母、寡婦等が扶養している児童等が高校、大学、高専または専修学校に修学するために必要な経費 貸付期間は修学期間内	別表 1 参照	修学終了後 6 か月	据置後貸付 期間の 3 倍 以 内 (特 別) 20 年以内 専修一般 5 年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母、寡婦等が事業を開始し、または就職に必要な知識技能を習得するために必要な経費 貸付期間は 3 年以内	月額 50,000 円 (一括) 600,000 円 自動車運転免許 取得 460,000 円	技能習得後 6 か月	据置後 10 年 以内	無利子
修業資金	母子家庭の母、寡婦等が扶養している児童等が事業を開始し、または就職に必要な知識技能を習得するために必要な経費 貸付期間は 3 年以内	月額 50,000 円 高校 3 年時の自 動車運転免許取 得 460,000 円	技能習得後 6 か月	据置後 6 年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母、寡婦等または児童が就職に際して必要な経費	100,000 円 通勤用自動車購 入 320,000 円	貸付後 1 年	据置後 6 年以内	無利子
医療介護資金	母子家庭の母、寡婦等または児童が医療または介護(児童を除く)を受けるために必要となる経費 貸付期間は 1 年以内	医療 310,000 円 特別(所得税 非課税世帯等) 450,000 円 介護 500,000 円	療養(介 護)終了後 6 か月	据置後 5 年以内	無利子

資金の種類別	内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
生 活 資 金	技能習得資金を借り受けている間の生活費補給資金 貸付期間は技能習得期間	技能習得期間中 月額 141,000 円	貸付期間終了後 6 か月	据置後 10 年以内	無利子
	医療介護資金を借り受けて医療または介護を受けている間の生活費補給資金 貸付期間は医療・介護の貸付けを受けている期間	月額 103,000 円 (生活安定は母子家庭となって7年以内及び総額 2,400,000 円まで。失業は離職の翌日から1年以内) 母が生計中心でない場合 69,000 円		据置後 5 年以内	
	母子家庭となって7年未満の母の生活安定または失業期間中の生活費補給資金	据置後 生活安定 8 年以内 失業 5 年以内		年 3 % (生活安定で月 2 万円及び累計 48 万円以内は無利子)	
住 宅 資 金	母子家庭または寡婦等が現に居住し、かつ、原則として所有する住宅の補修、保全、改築、増築をする場合、または住宅を建設するか購入するのに必要な経費に充てる資金	1,500,000 円 特別貸付（新築または購入等） 2,000,000 円	貸付期間終了後 6 か月	据置後 6 年以内 (特別) 7 年以内	年 3 %
転 宅 資 金	母子家庭または寡婦等が住宅を移転するため住宅の賃貸借に際し必要な経費に充てるための資金 (市外に転居する場合は転居先で申請)	260,000 円	貸付後 6 か月	据置後 3 年以内	年 3 %
結 婚 資 金	母子家庭の母または寡婦等が扶養している児童等の婚姻に際し、必要な経費にあてる資金	300,000 円	貸付後 6 か月	据置後 5 年以内	年 3 %
特 例 児 童 扶 養 資 金	児童扶養手当の支給額が、平成14年7月分の手当額と現に支給されている手当額を比較して減額(ただし、手当額のうち児童の加算額は除く)となる場合、児童の扶養に必要な経費としてその差額にあてる資金 貸付期間は、平成14年8月1日から5年	平成14年7月分の児童扶養手当の支給額と貸付申請の際に現に支給されている手当額との差額(ただし、手当額のうち児童の加算額は除く)。	貸付期間満了日または児童が15歳になった学年末のいずれか遅い日の翌日から1年	据置後 10 年以内	無利子

別表1 就学支度資金，修学資金の学校別一覧表

学校区分	区 分		就学支度資金	修 学 資 金	
	種別	通学	貸付限度額	貸付限度額（一般）	貸付限度額（特別）
小学校	-	-	39,500円	修学資金は、小・中学校はありません。 就学援助制度を利用ください。 就学支度資金のみ、所得税非課税世帯に対し貸付けできます。	
中学校	-	-	46,100円		
高等学校	国公立	自 宅	75,000円	月額18,000円	月額27,000円
		自宅外	85,000円	月額23,000円	月額34,500円
専修学校（高等） （日本育英会法施行令指定校）	私 立	自 宅	350,000円	月額30,000円	月額45,000円
		自宅外	360,000円	月額35,000円	月額52,500円
高等専門学校 （4年目から短大として貸付）	国公立	自 宅	75,000円	月額21,000円	月額31,500円
		自宅外	85,000円	月額22,500円	月額33,750円
	私 立	自 宅	350,000円	月額32,000円	月額48,000円
		自宅外	360,000円	月額35,000円	月額52,500円
短期大学 専修学校（専門） （日本育英会法施行令指定校）	国公立	自 宅	370,000円	月額44,000円	月額66,000円
		自宅外	380,000円	月額50,000円	月額75,000円
	私 立	自 宅	510,000円	月額52,000円	月額78,000円
		自宅外	520,000円	月額59,000円	月額88,500円
大 学	国公立	自 宅	370,000円	月額44,000円	月額66,000円
		自宅外	380,000円	月額50,000円	月額75,000円
	私 立	自 宅	510,000円	月額53,000円	月額79,500円
		自宅外	520,000円	月額63,000円	月額94,500円
専修学校（一般）		自 宅	75,000円	月額29,000円	月額43,500円
		自宅外	85,000円		
修業施設	中学卒業生	自 宅	75,000円	月額50,000円	/
		自宅外	85,000円		
	高校卒業生	自 宅	90,000円		
		自宅外	100,000円		

修学資金の貸付限度額は1年生の額です。申請時の学年により限度額が異なります。

特別貸付

修学資金貸付限度額の特別枠の貸付けは、修学に直接必要な経費（授業料，通学費，教科外活動費等）が一般枠を超える場合で，児童の修学に際し，必要と認められる場合に対象となります。希望する際は，自己資金や借入額，償還計画を十分にご検討ください。

協議第23号資料

「病院事業について」に関する資料

管 理 運 営 等 の 概 要 に つ い て	30
診 療 内 容 等 に つ い て	31
予 算 ・ 決 算 に つ い て	32
指 定 等 に つ い て	33

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 12 病院事業	
分類	管理運営等の概要	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 管理運営	地方自治法による自治体病院として、地方公営企業法の適用により運営	国民健康保険診療施設として、国保病院事業特別会計により、地方公営企業法の適用により運営
2 所在地	高松市宮脇町2丁目36番1号	香川郡塩江町大字安原上東99番地1
3 敷地面積	21,983.16 m ²	5,950.57 m ²
4 建築年月日	昭和48年5月(本館) 昭和55年11月(診療棟) 平成元年10月(東別館)	昭和54年7月
5 建物構造	鉄筋コンクリート地下1階 地上12階	鉄筋コンクリート地上4階
6 延建築面積	25,160.35 m ²	3,620.70 m ²
7 職員数	平成16年3月31日現在 正規 404人 ㊦医師 44人 非常勤 64人 ㊦医師 5人	平成16年3月31日現在 正規 52人 ㊦医師 4人 非常勤等 27人 ㊦医師 11人

部 会 名	健康福祉
-------	------

問題点・課題
両病院の設置根拠(自治体病院、国民健康保険診療施設)が異なる。

対応策
高松市民病院と塩江病院については、地方公営企業法の適用病院として、それぞれ独立して運営する。 市立病院が2箇所となることからこれを統括する部署の設置により運営するものとし、管理運営体制等については、合併時までに調整するものとする

調整案
塩江病院については、国民健康保険法による国民健康保険診療施設として、高松市に引き継ぐものとする

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 12 病院事業	
分類	診療内容等	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 病床数	470 床 一般病床 : 394 床 精神病床 : 70 床 感染症病床 : 6 床	87 床 療養病床 : 87 床
2 診療科目	内科、精神科、神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、麻酔科 合計 20診療科	内科、外科、整形外科、歯科 合計 4診療科
3 外来患者数 (平成14年度)	延外来患者数 197,529 人 1日当りの患者数 806 人	延外来患者数 35,811 人 1日当りの患者数 123 人
4 入院患者数 (平成14年度)	延入院患者数 131,140 人 1日当りの入院患者数 359 人	延入院患者数 29,956 人 1日当りの入院患者数 82 人

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
高松市民病院は、平均在院日数21日以内の急性期病院としての医療を行っており、塩江病院は、慢性疾患の患者(実績の平均在院日数は約125日)を対象とした療養型病院の医療を実施していることから、機能及び規模等に差異がある。

対 応 策
両病院の特性を生かした医療を実施するものとする。

調 整 案
両病院の現状のとおりとする。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目		24- 12 病院事業		部 会 名	健康福祉
分 類		予算 決算			
		現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題	
1 平成 14年度 決算	収益的収支 (収入) 6,209,459千円 (支出) 6,546,205千円 (一般会計からの繰入額) 691,614千円 資本的収支 (収入) 578,172千円 (支出) 796,001千円 (一般会計からの繰入額) 333,111千円	収益的収支 (収入) 725,038千円 (支出) 687,639千円 (一般会計からの繰入額) 105,000千円 資本的収支 (収入) 0千円 (支出) 45,499千円 (一般会計からの繰入額) 0千円		・両病院は、地方公営企業法の適用病院であるが、塩江病院については、国民健康保険法による診療施設であるため、両病院の、運営形態に差異がある。 ・地方公営企業法では、病院事業は一地方公共団体につき一つであり 会計も一つとする必要がある。	
2 平成 16年度 予算	収益的収支 (収入) 6,723,880千円 (支出) 6,723,071千円 (一般会計からの繰入額) 669,290千円 資本的収支 (収入) 408,075千円 (支出) 517,138千円 (一般会計からの繰入額) 218,025千円	収益的収支 (収入) 727,380千円 (支出) 727,380千円 (一般会計からの繰入額) 100,000千円 資本的収支 (収入) 24,010千円 (支出) 67,037千円 (一般会計からの繰入額) 10千円		・運営形態については、両病院の現状のとおりとし病院事業として会計を一つとする。 ・予算・決算については、病院ごとに作成し一つの病院事業会計とする。	
3 運営形態	地方公営企業法の適用病院として運営している。	地方公営企業法の適用病院であり 国民健康保険法の診療施設として運営している。		調 整 案 予算・決算については、病院ごとに作成し、一つの病院事業会計とする。	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 12 病院事業		部 会 名	健康福祉
分 類	指定等			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
1 主な指定	保険医療機関 健康保険病院 国民健康保険病院 労災保険指定病院 生活保護法指定病院 更生医療指定病院 養育医療指定病院 原爆医療指定病院 母体保護法指定医病院 精神保健指定医病院 救急病院 広域救護病院	保険医療機関 健康保険病院 国民健康保険病院 労災保険指定病院 生活保護法指定病院 更生医療指定病院 原爆医療指定病院	問 題 点 ・ 課 題	
			指定等に差異がある。	
			対 応 策	
			指定等は病院ごとに届け出ることとなり、 おり、両病院の規模及び特性を考慮し、現 状のとおりとする	
2 主な施設基準	一般病棟入院基本料1 精神病棟入院基本料3 特別入院基本料2(感染症病床)	療養病棟入院基本料2	調 整 案	
			両病院の指定等については、現状のとおりとする	

協議第24号資料

「その他の事業（美術館事業）について」に関する資料

美術館運営事業について	35 ~ 36
美術館施設使用料等について	37
美術館協議会等について	38
しおのえ国際青年芸術祭補助事業について	39

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 24 その他の事業 (美術館事業)	
分類	美術館運営事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 美術館名	高松市美術館	塩江町立美術館 (愛称 :ほたるの里美術館)
2 開館の経緯	高松市美術館は、昭和24年に開館した旧美術館に代わり、昭和63年に市街地中心部に位置する都市型美術館として開館した。	塩江町立塩江美術館は、塩江町出身の熊野俊一画伯から作品の寄贈を受け、同画伯の作品を保存・展示するため、ホテルと文化の里公園の中核施設として開館した。
3 開館日・開館時間等	<p>(1)開館日 開館時間</p> <p>火～金曜日 9:30～19:00</p> <p>土・日 祝日 9:30～17:00</p> <p>講堂 9:00～21:00</p> <p>講座室 9:00～17:00</p> <p>(2)休館日 ・月曜日</p> <p>〔その日が祝日にあたるときは、その日後において最も近い休日でない日〕</p> <p>・年未年始 (12月29日～1月3日)</p>	<p>(1) 開館日 開館時間</p> <p>火～日曜日 9:00～17:00</p> <p>企画展示室・ホール 9:00～21:00</p> <p>陶芸館 9:00～17:00</p> <p>(2) 休館日 ・月曜日</p> <p>〔その日が祝日にあたるときは、その日後において最も近い休日でない日〕</p> <p>・年未年始 (12月29日～1月3日)</p>

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>開館時間が異なっている。</p> <p>塩江美術館の常設展観覧料は、企画展を含めた観覧料となっている。</p> <p>減免対象者が異なっている。</p> <p>開館の経緯及び展示方針内容が異なっている。</p>

対 応 策
<p>開館時間は、現行どおりとする。</p> <p>減免対象者は、高松市の制度に統一する。</p> <p>各美術館における開館の経緯及び展示方針を踏まえ、それぞれの特色を活かし、現行どおりの運営とする。</p>

調 整 案
<p>塩江町立美術館については、高松市の美術館として、高松市に引き継ぐものとする。</p> <p>運営については、塩江町立美術館の現行のとおりとするが、減免対象者については、高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 24 その他の事業 (美術館事業)		部 会 名	文 化
分 類	美術館運営事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 観覧料	<p>(1)常設展示 一 般 200円 (160円) 高・大生 150円 (120円) ()内の額は、団体(20人以上)の額</p> <p>(2)特別展示 2,000円の範囲内において委員会がその都度定める額</p> <p>(3)観覧料減免対象者 65歳以上のもの 身体等障害者手帳等所持者 義務教育諸学校の教育活動としての観覧者等</p>	<p>(1)常設展示 一 般 300円 (240円) 高・大生 150円 (120円) ()内の額は、団体(20人以上)の額</p> <p>(2)特別展示 2,000円の範囲内において委員会がその都度定める額</p> <p>(3)観覧料減免対象者 町内の長寿手帳所持者 町内の身体等障害者手帳所持者 町内の義務教育諸学校の教育活動としての観覧者等</p>		
5 常設展示	<p>(1)展示方針 美術品等取得方針に沿って取得した作品を年間5期にわけて展示することとしている</p> <p>美術品等取得方針 ・戦後日本の現代美術(洋画,彫刻) ・20世紀以降の世界の美術(版画) ・香川の美術(漆工,金工等)</p> <p>(2)展示内容 常設展示室1 戦後日本の現代美術 20世紀以降の世界の美術 常設展示室2 香川の美術</p>	<p>(1)展示方針 熊野俊一画伯の寄贈作品を展示することとしている</p> <p>(2)展示内容 常設展示室 熊野俊一画伯の寄贈作品</p> <p>常設展示室2 なし</p>	対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 24 その他の事業 (美術館事業)			
分類	美術館施設使用料等			
	現		況	
項目	高 松 市		塩 江 町	
1 展示室	(1)一般展示室 (2)企画展示室 (3)市民ギャラリー	1日 32,400 円 1日 37,980 円 1日 8,260 円	(1)常設展示室 (2)企画展示室 (3)市民ギャラリー	5,250 円 4,200 円 なし
2 講堂・ホール等	(1) 講堂 午前 (9:00~12:00) 8,760 円 午後 (13:00~17:00) 12,450 円 夜間 (18:00~21:00) 12,450 円 午前 午後 (9:00~17:00) 21,210 円 午後 夜間 (13:00~21:00) 24,900 円 全 日 (9:00~21:00) 30,360 円 (2)講座室 1,710円~4,620円 (3)割増使用料 ・営利目的、入場料等を徴収するときの使用料は、3倍の額とする ・申込時間を超過したときなどの使用料は、1時間につき全日使用料の1/10の額を徴収する。 ・冷暖房料は、その施設の使用料の1/2の額とする (4)陶芸館 なし	(1) ホール 午前 (9:00~12:00) 1,570 円 午後 (13:00~17:00) 2,100 円 夜間 (18:00~21:00) 1,570 円 午前 午後 (9:00~17:00) 4,200 円 午後 夜間 (13:00~21:00) 4,200 円 全 日 (9:00~21:00) 6,300 円 (2) 講座室 なし (3) 割増使用料 なし (4) 陶芸館 1日 940円		
3 美術品等撮影許可手数料	・学術研究目的 1点 500 円/回 ・出版目的 1点 5,080 円/回		学術研究目的 1点 310 円/回 出版目的 1点 520 円/回	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
展示室等施設の使用料及び美術品等撮影許可手数料の額が異なっている。 塩江美術館には、割増使用料の徴収規定がない。

対 応 策
展示室等施設使用料については、施設の規模等から現行どおりとする 割増使用料については、高松市の制度に統一する。

調 整 案
施設使用料については、両美術館の現行のとおりとする ただし、ホール使用料の割増等の規定については、高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 24 その他の事業 (美術館事業)	
分類	美術館協議会等	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 美術館協議会	(1)委員数 13人 (学校教育関係者・学識経験者) (2)選任方法 高松市美術館条例、同施行規則及び高松市附属機関等の設置・運営等に関する要綱により選任している (3)報酬 6,700円 (4)任期 2年 (平成15年 7月 1日 ~ 17年 6月30日)	(1)委員数 10人 (報道関係・学識経験者等) (2) 選任方法 塩江美術館協議会規則により選任している (3)報酬 町外 :8,000円、町内 5,000円 (4) 任期 2年 (平成14年 4月 1日 ~ 16年 3月31日)
2 美術品等の取得	(1)美術品等の取得 美術品等取得調査委員会に諮り 答申を得た作品を毎年度取得 (2)美術品等取得基金 該当なし (3)美術品等取得調査委員会 委員数 8人 (学識経験者等) 報酬 6,700円 任期 2年 (平成14年 7月 1日 ~ 16年 6月30日)	(1)美術品等の取得 美術館協議会の審議を経て適宜取得 (2)美術品等取得基金 「塩江町美術品等取得基金」を設置し、毎年度積み立てている (3) 美術品等取得調査委員会 該当なし (美術館協議会で審議)

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・美術館協議会委員の委員数、報酬及び選任方法等が異なっている。 ・美術品等の取得手続きが異なっている。 ・高松市には、美術品等取得基金がない。

対 応 策
・美術館協議会については、現行どおりとし、委員の選任方法及び報酬については、高松市の制度に統一する。 ・塩江町美術品等取得基金については、引き続き、高松市において設置し、適切な運用に努める。

調 整 案
両美術館協議会については、現行どおりとする。 ただし、美術館協議会委員の選任方法及び報酬については、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 24 その他の事業 (美術館事業)		部 会 名	文 化
分 類	しおのえ国際青年芸術祭補助事業			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 事業内容	該当なし	国内外の若い芸術家が町内にホームステイし、主に写真作品を制作・展示。作品の一部を塩江美術館に収蔵。		
2 実施主体		しおのえ国際青年芸術祭実行委員会 ・会長(町長) ・副会長(正副議長) ・委員 3名ほか ・事務局 塩江美術館		
3 実施時期		隔年 平成14年8月 5日～19日 次期開催時期 未定		
4 補助金額		平成14年度 2,250 千円 平成15年度 450 千円		
			対 応 策	
			調 整 案	
			事業内容、運営母体等について、類似事業との整合性を図る中で、高松市が引き継いで実施するものとする	

協議第25号資料

「附属機関等の取扱いについて」に関する資料

附属機関等の現況について 41 ~ 43

附属機関等の現況

	高 松 市		塩 江 町	
	名 称	設置根拠	名 称	設置根拠
1	姉妹都市委員会	規則		
2	表彰審査委員会	条例		
3	特別職の職員の報酬等審議会	条例		
4	防災会議	条例	防災会議	条例
5	例規審査委員会	規程		
6	情報公開審査会	規則	情報公開審査会	規則
7	個人情報保護審議会	規則		
8	個人情報保護審査会	規則		
9	公務災害補償等認定委員会	条例		
10	職員懲戒審査委員会	規則		
11	職員安全衛生委員会	規則		
12	試験委員会	規程		
13	職員表彰審査委員会	規則	職員ほう賞委員会	規程
14	職員レクリエーション計画審議会	規則		
15	総合計画審議会	条例		
16	行政運営改善委員会	規程		
17	行政改革推進本部	規程		
18	特殊物品購入審査委員会	規程		
19	市民葬儀運営協議会	規程		
20	安全で安心なまちづくり推進協議会	条例		
21	国民健康保険運営協議会	条例	国民健康保険運営協議会	条例
22	女性センター運営委員会	条例		
23	社会福祉審議会	条例		
24	社会福祉審議会民生委員審査専門分科会	条例		
25	社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会	条例		
26	社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会	条例		
27	社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会	条例		
28	社会福祉審議会児童福祉専門分科会	条例		
29	結核診査協議会	条例		
30	感染症診査協議会	条例		

附属機関等の現況

	高 松 市		塩 江 町	
	名 称	設置根拠	名 称	設置根拠
31	廃棄物減量等推進審議会	条例		
32	環境審議会	条例	環境審議会	条例
33	環境プラザ運営協議会	条例		
34	中小企業振興審議会	条例	商工業振興審議会	条例
35	中小企業等金融対策審査委員会	規程	中小企業融資審査委員会	条例
36	中小企業勤労者福祉共済事業運営審議会	条例		
37	農業基本対策審議会	条例		
38	分収造林審議会	規則		
39	競輪制裁審議会	規則		
40	中央卸売市場開設運営協議会	条例		
41	中央卸売市場青果部取引委員会	条例		
42	中央卸売市場水産物部取引委員会	条例		
43	中央卸売市場花き部取引委員会	条例		
44	都市計画審議会	条例		
45	都市景観審議会	条例		
46	住居表示審議会	規則		
47	屋外広告物審議会	条例		
48	香川中央都市計画事業太田第2土地区画整理審議会	条例		
49	開発審査会	条例		
50	玉藻公園管理委員会委員	規則		
51	交通安全対策会議	条例		
52	放置自動車廃物判定委員会	条例		
53	自転車等駐車対策協議会	条例		
54	漁港開発審議委員会	条例		
55	水防協議会	条例		
56	消防団員退職報償金支給審査	規則		
57	小中学校適正配置等審議会	条例		
58	高等学校等入学準備金貸付選考委員会	条例		
59	奨学生選考委員会	条例		

附属機関等の現況

	高 松 市		塩 江 町	
	名 称	設置根拠	名 称	設置根拠
60	生涯学習センター等運営協議会	条例		
61	スポーツ振興審議会	規程		
62	文化奨励賞選考審議会	条例		
63	文化財保護審議会	条例	文化財保護審議会	条例
64	歴史資料館運営協議会	条例		
65	図書館協議会	条例		
66	美術館協議会	条例	美術館協議会	条例
67	市民文化センター運営協議会	条例		
68			自然休養村総合地域施設運営審議会	条例
69			農業労働力調整協議会	条例
70			温泉水分譲審議会	条例
71			老人福祉センター運営審議会	条例
72			自然保護審議会	条例
73			簡易水道事業運営審議会	条例
74			学校給食運営審議会	条例
75			心身障害児就学指導委員会	条例
76			病院運営審議会	条例
77			下水道事業運営審議会	条例
78			人権擁護審議会	規則
79			指名審査委員会	規程

- 1 附属機関とは、執行機関がその内部部局のほかに、必要と認めて設置する機関及び行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために設置される審査会、審議会等の機関をいう。
- 2 平成16年4月1日現在のものについて掲載している。
- 3 設置根拠については、両市町の例規に記載されているものの内、条例・規則・規程について表記している。

協議第26号資料

「公共的団体等の取扱いについて」に関する資料

公 共 的 団 体 等 に つ い て	45
公 共 的 団 体 等 の 現 況 に つ い て	46

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	18 公共的団体等の取扱い		部会名	
分類	公共的団体等			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 公共的団体等とは	<p>農業協同組合・森林組合等の産業経済団体、老人ホーム・育児院等の厚生社会事業団体、青年団・婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でもよく、また法人でなくてもよい。</p> <p>(参考) 市町村の合併の特例に関する法律 第16条8項 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。</p>			
2 公共的団体等の考え方	<p>??? 公共的団体等とは、次のいずれかに該当する団体とする</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 団体の設置について、市町が関与(補助等)しているもの 2 市町の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの 3 市町の事業について大きく関与しているもの 			
			対 応 策	

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	18 公共的団体等の取扱い		部 会 名	
分 類	公共的団体等の現況			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 産業経済団体 (主なもの)	(商工) 高松商工会議所 山田商工会 (観光) 高松観光コンベンション・ビューロー (農林水産) 香川県東部森林組合	(商工) 塩江町商工会 (観光) 塩江町観光協会 (農林水産) 塩江町森林組合		
2 厚生社会事業 団体 (主なもの)	(福祉) 高松市社会福祉協議会 高松市老人クラブ連合会 高松市シルバー人材センター (環境) 高松市衛生組合連合会	(福祉) 塩江町社会福祉協議会 塩江町老人クラブ 塩江町シルバー人材センター (環境) 塩江地区衛生協議会		
3 文化事業団体 (主なもの)	(文化) 高松市文化協会 (女性) 高松市婦人団体連絡協議会	(文化) 塩江町文化協会 (女性) 塩江地区婦人会 安原地区婦人会		
			対 応 策	
			調 整 案	
			公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努めるものとする	

協議第 27号資料

「使用料・手数料等の取扱いについて」に関する資料

使 用 料 の 現 況 に つ い て	48 ~ 62
手 数 料 の 現 況 に つ い て	63 ~ 92

使用料の現況

No.	施 設 名 等	
	高 松 市	塩 江 町
1	行政財産の目的外使用(庁舎使用料他) 土地:使用する土地の評価額×4/100 建物:使用する建物の評価額×6/100 使用部分に係る電気、水道等に要する経費 電柱・電話柱等 5円～4,400円/年	行政財産 建物(50坪未満): 940円～1,360円/回 " (50坪以上):1,360円～2,100円/回
2	墓園(平和公園)使用料 4㎡区画:50,000円/㎡ 6㎡区画:75,000円/㎡ 8㎡区画:100,000円/㎡ 市民以外1.5倍	
3	墓地(摺鉢谷墓地外10箇所)使用料 90,000円/㎡(6㎡まで) 市民以外1.5倍	
4	斎場(高松市斎場公園)使用料 市内 無料 市外:13,000円～40,000円 式場使用料:市内31,500円 市外63,000円	香川南部葬斎場(やすらぎ苑)使用料 一部事務組合において規定 【火葬棟】 管内:5,000円～20,000円 管外:20,000円～80,000円 【待合室・斎場】 3,000円～102,000円 【豊安室】 管内:10,000円 管外:40,000円 【動物炉棟】 管内:5,000円 管外:20,000円
5	福岡会館使用料 大会議室:1,010円～1,520円 小会議室:500円～760円 冷暖房料 室料の1/2 営利目的または、入場料等を徴収するとき3倍	
6	木太北部会館使用料 大会議室:500円～760円 小会議室:250円～370円 冷暖房料 室料の1/2 営利目的または、入場料等を徴収するとき3倍 トレーニング室:1人60円/時間	

使用料の現況

No.	施 設 名 等	
	高 松 市	塩 江 町
7	市民憩の家 (平和荘)	
	大集会室 :2,540円 ~ 7,620円 小集会室 :640円 ~ 1,910円 冷房料 室料の1/2 暖房料 室料の3/10 営利目的または、入場料等を徴収するとき 3倍 入浴料 200円 ~ 390円	
8	隣保・児童館 (上天神外 3館) 使用料	
	目的内使用 無料 目的外使用 :1,050円/回	
9	錦町会館使用料	
	集会所 (7室):250円 ~ 1,790円 冷暖房料 室料の1/2 近隣住民の地域活動などの自主的交流の場として使用可	
10	女性センター 使用料	
	センター利用 無料 会議室 (3室):250円 ~ 890円 冷暖房料 室料の1/2	
11	高松市総合福祉会館使用料	
	大会議室 :17,660円 ~ 56,400円 会議室 (2室):890円 ~ 5,580円 冷房料 室料の1/2 暖房料 室料の3/10 市外居住者は1.3倍、音響装置等使用料別	
12	身体障害者福祉センター (コスモス園)	
	センター使用料 無料	
13	保健所庁舎使用料	
	駐車場 :1時間まで無料、以後 130円/ 30分	

使用料の現況

No.	施 設 名 等	
	高 松 市	塩 江 町
14	老人センター (屋島源平荘) 使用料 入浴料 : 60歳以上 300円 大人 390円 小人 200円 集会室、冷暖房料 : 60歳以上 無料 上記以外 大集会室 2,540円 ~ 5,080円 小集会室 500円 ~ 1,010円 冷房料 室料の1/2 暖房料 室料の3/10	
15	ふれあい福祉センター (高松市ふれあい福祉センター 勝賀) 使用料 大会議室 : 2,540円 ~ 7,980円 会議室等 (3室) : 500円 ~ 1,630円 冷暖房料 室料の1/2 テニスコート (1面当たり1時間) 一般 : 340円、学生 : 230円 入浴料 : 60歳以上 300円 大人 390円 小人 200円	
16	老人福祉センター (茶寿荘) 使用資格者 : 市民で60歳以上 センター使用料 : 無料 入浴料 : (現在休止中)	
17	衛生試験検査保健所使用料 検便, 寄生虫およびぎょう虫卵検査 赤痢菌・サルモネラ菌, 腸管出血性大腸菌O157, コレラ菌 2,240円 ~ 4,320円 (1回の申請が5人以上半額) 寄生虫卵, ぎょう虫卵 450円 (1回の申請が10人以上半額)	
18	感染症予防使用料 B型・C型肝炎検査料 B型肝炎検査231円 C型肝炎検査1,323円	
19	保健センター 駐車場使用料 駐車場 : 1時間まで無料、以後 130円 / 30分	
20	夜間急病診療所使用料 (診療収入) 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法など	

使用料の現況

No.	施 設 名 等	
	高 松 市	塩 江 町
21	市民病院	塩江病院
	入院室特別使用料 :1,365円～9,450円/日 分娩介助料 :62,000円～77,000円 産科・婦人科診察費 :1,000円～65,100円 健康診断料 :1,680円～64,050円 予防接種料 (コレラ):1,585円 予防接種料 (破傷風) :855円 初診時特定療養費 :525円 投薬等容器料 実費 電気設備使用料 (1日) 21円～126円	(入院室料差額) 個室 A :2,620円 個室 B :1,570円 二人床 : 730円
22	市民病院	
	診療費 :健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法等による	
23	市民病院	
	保険診療以外の診療費 :厚生労働大臣の定め等により算定した額に1.5を乗じて得た額の範囲内で市長が定める額	
24	市民病院	
	投薬等容器料 :実費 21円～126円	電気設備使用料 (1日):
25	市民病院	塩江病院
	病衣貸与料 (1日) 52円 付添寝具料 :178円 死後処置料 :5,250円 (浴衣を含む場合 6,300円) 洗濯料 :84～315円	(電力使用料) テレビ : 50円/日 電気毛布 : 50円/日 アンカ : 50円/日 冷蔵庫 : 100円/日 ポット : 50円/日
26	市民病院	
	駐車場使用料 :30分まで無料 (ただし 患者については 3時間) 以後 130分 / 30分	

使用料の現況

No.	施設名	
	高松市	塩江町
27	西部広域スポーツセンター 使用料 一部事務組合において規定 体育館：専用使用の場合 2,790円～12,320円 / 個人使用の場合 1人1時間 学生 60円, 一般 110円 大集会室：3,550円～10,800円 アマチュアスポーツ以外・入場料徴収等の場合は、別料金 冷暖房料、音響装置等使用料別 浴室：60歳以上の者 300円, 12歳以上 60歳未満の者 390円, 6歳以上 12歳未満の者 200円 プール：大人 560円、高校生・中学生 370円、小学生 (3歳未満の者を除く) 250円 / 1人 1回 庭球場：一般 340円, 学生 230円 / 1面・1時間 コインロッカー：1個 1回 50円	
28	商業振興会館使用料 目的内使用 無料 目的外使用： 集会室 (3室) 500円～640円 冷暖房料 室料の 1/2	
29	高松テルサ会議室等使用料 会議室：8,000円～43,900円 / 全日 文化教養室：16,400円 / 全日 研修室・和室・エクササイズ室：14,000円 / 全日 視聴覚室：23,000円 / 全日 展示ホール：1日につき1,000円 ホール：82,500円～92,400円 / 全日 リハーサル室：9,900円 / 全日 控室：1,650円～3,300円 / 全日 営利目的または入場料を徴収する場合は 1.5倍 器具使用料等は別途 トレーニング室 (個人使用)：1回 400円 コインロッカー (1個使用)：1回 100円	
30	鬼ヶ島おにの館 入館料、観覧料 無料	
31	茜町会館使用料 会議室：600円～900円 和室：250円～370円 冷暖房料 室料の 1/2 営利目的または入場料等を徴収するときは 3倍	

使用料の現況

No.	施設名	
	高松市	塩江町
32	食肉センター	
	と室 :牛 馬 3,150円 ~ 6,300円 / 1頭 子牛 1,176円 ~ 2,352円 / 1頭 冷蔵庫 :牛 馬 315円 / 1頭 1日 子牛 168円 / 1頭 1日	
33	競輪場	
	一般入場料 (1人 1回) :50円 特別指定席利用料 (1人 1回) :500円 売店貸付料 :230円以内 / m ² × 105 / 100	
34	競輪場選手宿舎	
	宿泊施設利用料 (1人 1泊) :1,620円 会議室等利用料 (3室) :1,460円 ~ 2,830円 / 日 音響装置利用料 (1式) :1,150円 トレーニング室利用料 (1人 1回) :310円	
35	中央卸売市場	
	市場使用料 :売上金額の 1 / 1000 ~ 3 / 1000 売場使用料 :月額 131円 ~ 2,220円 / m ²	
36	玉藻公園	
	入園料 :100円 ~ 200円 (団体割引あり) 披雲閣使用料 :440円 ~ 4,570円 (営業目的は別料金) 電気料,座布団使用料別	
37	公園内の行為・公園内占有	
	行為 :日額 15円または30円 / m ² 公園内占有 (物件の種類により設定) 電柱 電話柱等 1,500円または3,000円 / 年 地下埋設物 年額 48円 ~ 950円 / m 仮設工作物 日額 44円 / m ²	

使用料の現況

No.	高 松 市 設 名 等 塩 江 町	
	高 松 市	名 等 塩 江 町
38	仏生山公園 体育館 (専用使用) 午前 4,700円,午後 18,790円,夜間 7,240円 体育館の1/2を使用する場合は半額 入場料徴収等の場合やアマチュアスポーツ以外に使用の場合は別料金 音響装置等使用料別 体育館 (個人使用)1人 1日あたり,一般 110円,学生 60円 集会室 (5室):午前または夜間 640円 ~ 1,910円 午後 890円 ~ 2,660円 営利目的で使用する場合や入場料を徴収する場合は3倍の額 冷暖房料は室料の1/2 プール:大人 560円、高校生・中学生 370円、小人 (3歳未満の者を除く)250円 / 1人 1回 更衣ロッカー:1個 1回 50円 (団体割引,回数券,定期券あり)	
	駐車場 (中央駐車場ほか 7箇所) 普通自動車:130円 ~ 150円/30分 大型自動車 (バス):500円/30分 定期駐車料:8,200円 ~ 20,000円・月	
40	レンタサイクル (瓦町地下レンタサイクルポ-ほか 4箇所)使用料 定期利用: 1か月 一般 2,000円、学生等 1,800円 3か月 一般 5,500円、学生等 5,000円 一時利用: 100円/日	
41	道路 (市道)占用料 物件の種別により設定 電柱・電話柱等 5円 ~ 4,400円/年	
42	河川堤とう こうき占用料 物件の種別により設定 電柱・電話柱等 48円 ~ 2,200円/年	

使用料の現況

No.	施 設 名 等	
	高 松 市	塩 江 町
43	市営住宅使用料 公営住宅 3,581戸 3,200円～72,900円 家賃算定基礎額×立地係数(1.1)×規模係数×経過年数係数×利便性係数(0.70～0.84) 改良住宅 572戸 1,900円～4,500円 応急簡易住宅 4戸 1,000円 LSA用住宅 2戸 44,000円 47,000円 駐車場使用料 520区画 2,000円～6,000円 など	特定公共賃貸住宅 中村団地 (所得 220,000円～322,000円) 38,000円/室・月 (所得 322,001円～445,000円) 40,000円/室・月 (所得 445,001円～601,000円) 43,000円
	下水道使用料 (平成16年6月1日改定後) 排水排除量 8立米まで 810円 8立米を超え13立米まで(1立米につき)95円 13立米を超え20立米まで(1立米につき)100円 20立米を超え50立米まで(1立米につき)140円 50立米を超え50立米まで(1立米につき)175円 50立米を超えるもの(1立米につき)205円	下水道使用料 一般汚水 基本使用料 1,200円(10立米まで) 従量使用料 110円(1立米以上) 浴場業等 40円(1立米まで)
45	消防施設用地使用料 電柱敷地使用料(物件の種別により設定) 電柱・電話柱等 1,500円～2,870円/年額	
46	水道使用料 【メータ使用料】 基本料金(月額) 1,000円(メータ口径13mm)～160,000円(メータ口径150mm) 従量料金(月額) ・専用栓 一般用メータ口径13mm、20mm 40円～240円/立米 一般用メータ口径25mm以上 130円～240円/立米 湯屋用 65円～120円/立米 特殊用 480円/立米 ・連用栓 各戸の使用水量を均等使用したものととして算定 上記基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額	簡易水道使用料 【メータ使用料】 基本料金(月額) 50円(口径13mm)～2,000円(口径75mm) 【水道料金】(月額) ・専用 家庭用 220円(100立米まで)～240円(101立米以上) 営業用 270円(100立米まで)～300円(101立米以上) 団体用 260円(100立米まで)～280円(101立米以上) 臨時用 300円(100立米まで)～300円(101立米以上) ・共用 家庭用 220円(100立米まで)～240円(101立米以上) ・連用 団体用 260円(100立米まで)～280円(101立米以上)
	47	小学校使用料 屋内運動場 :780円/時間 運動場 :370円/時間

使用料の現況

No.	高 松 市		塩 江 町	
	施 設		名 称	
48	中学校使用料		中学校夜間照明使用料	
	屋内運動場 :780円/時間 運動場 :370円/時間		町内 無料 町外 :3,150円/時間	
49	学校体育施設開放		小学校体育館使用料	
	小学校 無料 中学校 体育館(片面)800円/2時間 運動場 2,000円/2時間(1校のみ4,000円) 電気料金相当額として雑入で受入れ		午前 8時~午後 5時 : 2,100円/回 午後 5時~ : 2,730円/回	
50	高松第一高等学校			
	授業料 :9,300円/月			
51	幼稚園(市立18園)			
	授業料 :5,900円/月			
52	生涯学習センター			
	多目的ホール :13,860円~51,550円 研修室等(7室) :1,150円~20,240円 営利目的の場合は、別料金 市民ギャラリー :3,880円/日 冷暖房料 室料の1/2 音響装置等使用料別			
53	地区公民館(42館)			
	小集会室 :220円~370円 中集会室 :430円~760円 大ホール :870円~1,520円 調理実習室 :650円~1,140円 冷暖房料 室料の1/2			

使用料の現況

No.	施設名	
	高松市	塩江町
54	総合体育館使用料 専用使用 第1競技場 :43,180円/全日 第2競技場 :20,320円/全日 第1,第2武道場 :13,710円/全日 和弓場,アーチェリー場 :6,340円/全日 入場料等徴収,アマチュアスポーツ以外の場合は,別料金 会議室(7室) :1,520~3,040円/全日 冷暖房料,附属設備および器具使用料は別 コインロッカー :1個 1回 50円 個人使用 トレーニング室 :640円(1人1回), 卓球場 :250円(1人 1時間) 駐車場 :2時間まで無料,以後普通自動車 7時間以内340円,7時間超680円,バス1730円	町民体育館使用料 午前8時~午後5時 : 3,360円/回 午後5時~ : 4,090円/回
55	ヨツ競技場使用料 一時使用 :690円~3,460円/日 常時使用 :3,460円~16,170円/月 学生は別料金,付属施設は別	
56	朝日町庭球場使用料 1面当たり1時間 一般 : 340円、学生 : 230円 1面当たり全日 一般 :4,140円、学生 :2,760円 夜間照明(1面当たり30分) 110円 附属設備および器具使用料は別	
57	亀岡 仏生山運動場庭球場使用料 1面当たり1時間 一般 : 230円、学生 :110円 1面当たり全日 一般 :1,840円、学生 :910円	
58	南部運動場使用料 第1グラウンド:1,520円/時間 第2グラウンド:1,270円/時間 附属設備および器具使用料は別	
59	市民プール使用料 大人 :500円、高校生 中学生 :370円、小人(3歳未満の者を除く):180円/ 1人 1回	

使用料の現況

No.	施 設 名 等	
	高 松 市	名 塩 江 町
60	福岡町プール使用料 大人 :560円、高校生・中学生 :370円、小人(3歳未満の者を除く) :250円/1人1回 更衣ロッカー :1個 1回 50円 駐車場 :2時間まで無料 ,以後普通自動車7時間以内340円 ,7時間超680円 ,バス1,730円	
61	亀水運動センター 使用料 体育館 専用使用 :12,320円/全日 入場料等徴収 ,アマチュアスポーツ以外の場合は別料金 集会場等(6室) :1,910円 ~ 5,080円/全日 冷暖房料は別 庭球場 1面当たり1時間 一般 : 340円 ,学生 230円 1面当たり全日 一般 :2,760円 ,学生 1,840円 附属設備および器具使用料は別 グラウンド :1,270円/時間 プール :大人 370円 ,高校生・中学生 250円 ,小人(3歳未満の者を除く)120円/1人1回 更衣ロッカー :1個 1回 50円	
62	西部運動センター 使用料 体育館 専用使用 :24,320円/全日 コインロッカー :1個 1回 50円 入場料等徴収 ,アマチュアスポーツ以外の場合は別料金 第1グラウンド :1,520円/時間 第2グラウンド :1,270円/時間 冷暖房料 ,附属設備および器具使用料は別	

使用料の現況

No.	施設名	
	高松市	塩江町
63	文化芸術ホール使用料 大ホール(1ホール): 24,700円～159,700円(平日) 29,800円～191,600円(土・日・休日) 小ホール(2ホール): 9,600円～49,400円(平日) 11,500円～59,300円(土・日・休日) 付属室(25室):400円～8,200円 市民ギャラリー:8,700円/日 営利目的の場合は、別途割増料金 リハーサル 練習室等:200円～2,400円/時間 会議室等(13室):600円～29,100円 器具使用料は、別料金	
64	図書館 視聴覚ホール:11,160円～38,670円 冷暖房料 室料の1/2 音響装置等使用料別 駐車場:1時間まで無料、 以後 普通自動車 130円/30分 バス 500円/30分	
65	菊池寛記念館 常設展示観覧料(1人1回):一般200円、高・大生150円、小・中生100円(小・中生は減免にて常設展示については無料) 特別展示観覧料(1人1回):1,000円の範囲内	
66	歴史資料館観覧料 常設展示観覧料(1人1回):一般200円、高・大生150円、小・中生無料 特別展示観覧料(1人1回):1,000円の範囲内	
67	美術館展覧会等観覧料 常設展示観覧料:150円～200円(小・中生は無料) 特別展示観覧料:2,000円の範囲内(団体は別料金) 展示室:8,260円～37,980円/日 講堂:8,760円～30,360円 講座室(4室):1,710円～4,620円(営利目的、入場料等徴収の場合は別料金) 音響装置、冷暖房料等使用料別 コインロッカー(小):@50円/回	塩江美術館観覧料等 常設展示観覧料(個人):80円～300円 " (団体):60円～240円 特別展示観覧料:2,000以下の範囲内 常設展示室:5,250円/日 企画展示室:4,200円/日 ホール:1,570円～6,300円

使用料の現況

No.	高 松 市	施 設 名 等
68	市民文化センター 使用料 大ホール:5,080円～25,400円 会議室等(12室):1,010円～22,610円 アマチュアスポーツ以外・入場料徴収等の場合は、別料金 音響装置、冷暖房料等使用料別 プラネタリウム観覧料 大人300円、高校生150円、中学生・小学生・園児80円	
69		自然休養村総合地域施設 講堂 6,300円～8,400円/回 中会議室 3,670円～4,720円/回 小会議室 2,100円～3,150円/回 宿泊 (大人) 3,670円/回 (子ども) 3,150円/回 サイクリング車(貸料) 100円～520円
70		老人福祉センター 入場 100円～450円/回 休憩 3,670円～10,500円/回・日 宿泊 3,670円～5,250円/泊
71		生活改善センター (半日) 5,250円 (1日) 8,400円
72		高齢者活動促進センター (半日) 5,250円 (1日) 8,400円

使用料の現況

No.	施 設 名 等	
	高 松 市	塩 江 町
73	温泉水	
	(町内に住所あり) 50円/100リットル (町内に住所なし) 100円/100リットル	
74	緑の村野外運動緑地施設	
	テニスコート	
	(町内に住所あり) 310円/時間 (町内に住所なし) 630円/時間	
	夜間照明	
75	(町内に住所あり) 520円/時間 (町内に住所なし) 940円/時間	
	勤労者体育センター	
76	4,200円~10,500円/回	
	中下所多目的研修集会施設	
77	和室	
	(半日) 1,570円 (1日) 3,150円	
	ホール	
	(半日) 8,400円 (1日) 15,750円	
78	香北集会場	
	3,150円/回	
79	内場池野外運動緑地施設	
	テニスコート	
	(町内に住所あり) 310円/時間 (町内に住所なし) 630円/時間	
	夜間照明	
	(町内に住所あり) 520円/時間 (町内に住所なし) 940円/時間	
	キャンプ場	
79	100円/回	
	運動広場	
79	(半日) 2,100円 (1日) 3,150円	
	香川農業協同組合無線施設	
79	525,000円/年	

使用料の現況

No.	施 設 名 等	
	高 松 市	塩 江 町
80		奥の湯公園
		キャンプ場 100円/回・人 多目的研修施設 (全室) 4,200円~15,750円 (半室) 2,100円~7,870円 休憩施設 4,200円/室
81		ホテルと文化の里
		運動場 2,100円/回 運動場夜間照明 840円/30分 野外ステージ 10,500円/回 ゲートボールコート夜間照明 210円/30分
82		行基の湯
		入浴 (一般:町内に住所あり) 310円/回 (" :町内に住所なし) 420円/回 (子ども:町内に住所あり) 160円/回 (" :町内に住所なし) 210円/回 障害者専用風呂 1,050円/時間

平成16年6月1日現在のものについて掲載している。

両市町の条例に基づくもののみを記載し、香川県の制度によるものは、記載していない。

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
1	企画財政	納税証明手数料	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	300
2	企画財政	市民税関係証明手数料	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	300
3	企画財政	固定資産税関係証明手数料	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	300
4	企画財政	固定資産課税台帳に記載をされている事項についての証明手数料	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	300
5	企画財政	営業に関する証明手数料	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	300
6	企画財政	固定資産課税台帳の写しの閲覧手数料	手数料条例	土地 5筆ごと	350	使用料及び手数料条例	土地 5筆ごと	300
				家屋 5筆ごと	350		家屋 5筆ごと	300
				償却資産 1 通	350		償却資産 1 通	300
7	企画財政	土地 家屋名寄帳の写しの閲覧手数料	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	300
8	企画財政	固定資産課税台帳に登録している土地又は家屋に係る事項の一部をその記載事項とする台帳の閲覧手数料	手数料条例	土地 家屋 とも5筆ごと	350	使用料及び手数料条例	土地 家屋と も5筆ごと	300
9	企画財政	地籍図の閲覧手数料	手数料条例	1枚	350	使用料及び手数料条例	1枚	300
10	企画財政	市税督促手数料	税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例	1通	100	使用料及び手数料条例	1通	100
11	企画財政	原動機付自転車及び小型特殊自動車試乗用標識交付手数料	市税条例	1個	500	-	-	-
12	企画財政	自動車臨時運行許可申請手数料	手数料条例	1両	750	-	-	-
13	企画財政	住宅用家屋証明申請手数料	手数料条例	1件	1,300	使用料及び手数料条例	1件	1,300

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
14	市民	自治会法人化認可等証明手数料	手数料条例	1件	350	-	-	-
15	市民	平和公園墓園清掃手数料	平和公園条例	1m ²	500	-	-	-
16	市民	平和公園墓園清掃手数料督促手数料	税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例	1件	100	-	-	-
17	市民	平和公園墓園使用許可証再交付手数料	平和公園条例	1件	350	-	-	-
18	市民	墓地使用許可証再交付手数料	墓地条例	1件	350	-	-	-
19	市民	埋蔵証明等交付手数料	手数料条例	1件	350	-	-	-
20	市民	住民票に記載をした事項に関する証明手数料	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	300
21	市民	戸籍に記載した事項に関する証明手数料	手数料条例	1件	350	使用料及び手数料条例	1件	350
22	市民	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明手数料	手数料条例	1件	450	使用料及び手数料条例	1件	450
23	市民	戸籍の届出・申請の受理の、不受理の証明または受理した書類に記載した事項の証明手数料	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	350
			手数料条例	上質紙 1通	1,400	使用料及び手数料条例	上質紙 1通	1,400
24	市民	印鑑の登録の証明手数料	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	300
25	市民	印鑑登録証交付手数料	手数料条例	1件	350	カード代金	-	再交付 400
26	市民	身分に関する証明手数料	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	300
27	市民	埋火葬に関する証明手数料	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	300
28	市民	外国人登録原票記載事項証明手数料	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	300
29	市民	その他事実に関する証明	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	300

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
30	市民	住民票の写しの交付手数料	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	300
31	市民	戸籍の附票の写しの交付手数料	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	300
32	市民	戸籍の謄本又は抄本の交付手数料	手数料条例	1通	450	使用料及び手数料条例	1通	450
33	市民	除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付手数料	手数料条例	1通	750	使用料及び手数料条例	1通	750
34	市民	住民基本台帳の閲覧手数料	手数料条例	1回 1世帯	350	使用料及び手数料条例	1回 1世帯	300
35	市民	戸籍の届書等の閲覧手数料	手数料条例	書類1件	350	使用料及び手数料条例	書類1件	350
36	市民	住民基本台帳カード交付(再交付)手数料	手数料条例	1件	500	使用料及び手数料条例	1件	500
37	市民	普通診断書(診療所)	国民健康保険診療所条例	1通	1,575	-	-	-
38	市民	健康診断書(診療所)	国民健康保険診療所条例	1通	1,575	-	-	-
39	市民	証明書(診療所)	国民健康保険診療所条例	1通	1,050	-	-	-
40	市民	国民健康保険料督促手数料	国民健康保険診療所条例	1通	100	税条例	1通	100
41	市民	国民健康保険証明手数料	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	300
42	市民	死亡診断書(診療所)	国民健康保険診療所条例	1通	3,150	-	-	-
43	市民	死体(胎)検案書(診療所)	国民健康保険診療所条例	1通	4,200	-	-	-
44	健康福祉	介護保険料督促手数料	介護保険条例	1通	100	税条例	1通	100
45	健康福祉	保育所入所者負担金督促手数料	税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例	1通	100	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
46	健康福祉	介護老人保健施設の開設許可事項の変更許可申請手数料	手数料条例	1件	33,000	-	-	-
47	健康福祉	死体の保存の許可申請手数料	手数料条例	1件	3,400	-	-	-
48	健康福祉	診療所開設許可申請手数料	手数料条例	1件	18,000	-	-	-
49	健康福祉	助産所開設許可申請手数料	手数料条例	1件	11,000	-	-	-
50	健康福祉	衛生検査所登録申請手数料	手数料条例	1件	80,000	-	-	-
51	健康福祉	衛生検査所登録変更申請手数料	手数料条例	1件	61,000	-	-	-
52	健康福祉	病院検査手数料	手数料条例	1件	43,000	-	-	-
53	健康福祉	病院検査手数料 (申請者による自主検査に係るもの)	手数料条例	1件	8,000	-	-	-
54	健康福祉	診療所検査手数料	手数料条例	1件	22,000	-	-	-
55	健康福祉	診療所検査手数料 (申請者による自主検査に係るもの)	手数料条例	1件	4,000	-	-	-
56	健康福祉	助産所検査手数料	手数料条例	1件	16,000	-	-	-
57	健康福祉	助産所検査手数料 (申請者による自主検査に係るもの)	手数料条例	1件	3,400	-	-	-
58	健康福祉	衛生検査所登録証明書書換え交付手数料	手数料条例	1件	8,200	-	-	-
59	健康福祉	衛生検査所登録証明書再交付手数料	手数料条例	1件	8,200	-	-	-
60	健康福祉	旅館業営業許可申請手数料	手数料条例	1件	22,000	-	-	-
61	健康福祉	旅館業の許可を受けた営業者地位承継承認申請手数料	手数料条例	1件	7,400	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
62	健康福祉	興行場営業許可申請手数料	手数料条例			-	-	-
		常設興行場		1件	14,000	-	-	-
		仮設興行場		1件	7,000	-	-	-
63	健康福祉	公衆浴場営業許可申請手数料	手数料条例	1件	22,000	-	-	-
64	健康福祉	一般と畜場の設置許可申請手数料	手数料条例	1件	22,000	-	-	-
65	健康福祉	簡易と畜場の設置許可申請手数料	手数料条例	1件	10,000	-	-	-
66	健康福祉	食鳥処理事業の許可申請手数料	手数料条例	1件	19,000	-	-	-
67	健康福祉	食鳥処理場の設備又は設備変更許可申請手数料	手数料条例	1件	10,000	-	-	-
68	健康福祉	食鳥検査手数料	手数料条例			-	-	-
		平日		1羽	3	-	-	-
		休日等		1羽	4	-	-	-
69	健康福祉	確認規程の認定申請手数料	手数料条例	1件	5,500	-	-	-
70	健康福祉	確認規程の変更認定申請手数料	手数料条例	1件	2,300	-	-	-
71	健康福祉	薬局開設許可申請手数料	手数料条例	1件	29,000	-	-	-
72	健康福祉	薬局開設許可更新申請手数料	手数料条例	1件	11,000	-	-	-
73	健康福祉	医薬品製造業許可申請手数料	手数料条例	1件	11,000	-	-	-
74	健康福祉	医薬品製造業許可更新申請手数料	手数料条例	1件	5,600	-	-	-
75	健康福祉	医薬品製造品目の変更又は追加許可申請手数料	手数料条例	1品目	90	-	-	-
76	健康福祉	医薬品一般販売業又は特例販売業許可申請手数料	手数料条例	1件	29,000	-	-	-
77	健康福祉	医薬品一般販売業又は特例販売業許可更新申請手数料	手数料条例	1件	11,000	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
78	健康福祉	毒物 劇物販売業登録申請手数料	手数料条例	1件	14,700	-	-	-
79	健康福祉	毒物 劇物販売業登録更新申請手数料	手数料条例	1件	6,400	-	-	-
80	健康福祉	温泉の利用許可申請手数料	手数料条例	1件	35,000	-	-	-
81	健康福祉	危険な動物の飼養又は保管の許可申請手数料	手数料条例	1件	6,500	-	-	-
82	健康福祉	危険な動物の飼養又は保管の変更許可申請手数料	手数料条例	1件	3,900	-	-	-
83	健康福祉	クリーニング所確認検査手数料	手数料条例	1件	16,000	-	-	-
84	健康福祉	理容所確認検査手数料	手数料条例	1件	16,000	-	-	-
85	健康福祉	美容所確認検査手数料	手数料条例	1件	16,000	-	-	-
86	健康福祉	と畜検査手数料	手数料条例	1頭	500 他 2種	-	-	-
		時間内				-	-	-
		時間外				-	-	-
87	健康福祉	犬の登録手数料	手数料条例	1頭	3,000	使用料及び手数料条例	1頭	3,000
88	健康福祉	狂犬病予防注射手数料	手数料条例	1頭	2,300	使用料及び手数料条例	1頭	2,300
89	健康福祉	狂犬病予防注射済票交付手数料	手数料条例	1件	550	使用料及び手数料条例	1件	550
90	健康福祉	抑留犬 猫の飼養管理手数料	手数料条例	1頭(匹)1日	630	-	-	-
91	健康福祉	抑留犬 猫の返還手数料	手数料条例	1頭(匹)	2,410	-	-	-
92	健康福祉	犬の鑑札の再交付手数料	手数料条例	1件	1,600	使用料及び手数料条例	1件	1,600
93	健康福祉	狂犬病予防注射済票再交付手数料	手数料条例	1件	340	使用料及び手数料条例	1件	340
94	健康福祉	医薬品の品目ごとの製造承認手数料	手数料条例	1品目	90	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
95	健康福祉	医薬品の品目ごとの製造承認事項の一部変更承認手数料	手数料条例	1品目	90	-	-	-
96	健康福祉	医薬品製造業許可証の書換え交付手数料	手数料条例	1件	2,000	-	-	-
97	健康福祉	医薬品製造業許可証の再交付手数料	手数料条例	1件	2,900	-	-	-
98	健康福祉	薬局 医薬品一般販売業又は特例販売業許可証の書換え交付手数料	手数料条例	1件	2,000	-	-	-
99	健康福祉	薬局 医薬品一般販売業又は特例販売業許可証再交付手数料	手数料条例	1件	2,900	-	-	-
100	健康福祉	毒物 劇物販売業登録票の書換え交付手数料	手数料条例	1件	2,400	-	-	-
101	健康福祉	毒物 劇物販売業登録票再交付手数料	手数料条例	1件	4,000	-	-	-
102	健康福祉	魚介類行商登録申請手数料	手数料条例	1件	1,700	-	-	-
103	健康福祉	魚介類行商登録更新手数料	手数料条例	1件	1,000	-	-	-
104	健康福祉	胎盤胞衣 産汚物取扱い手数料	手数料条例	1件	1,150	-	-	-
105	健康福祉	化製場設置許可申請手数料	化製場等に関する条例	1件	19,000	-	-	-
106	健康福祉	死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料	化製場等に関する条例	1件	12,000	-	-	-
107	健康福祉	化製場等に関する法律第8条に規定する製造又は貯蔵施設設置許可申請手数料	化製場等に関する条例	1件	12,000	-	-	-
108	健康福祉	動物の飼養又は収容の許可申請手数料	化製場等に関する条例	1件	6,000	-	-	-
109	健康福祉	室内空気検査手数料	保健所条例施行規則	1件	670 ~ 3,260	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
110	健康福祉	照度測定手数料	保健所条例施行規則	1件	530	-	-	-
111	健康福祉	紫外線測定手数料	保健所条例施行規則	1件	530	-	-	-
112	健康福祉	食品等細菌学的検査手数料	保健所条例施行規則	1件	1,210 ~ 3,850	-	-	-
113	健康福祉	食品等化学検査手数料	保健所条例施行規則	1件	740 ~ 4,660	-	-	-
114	健康福祉	飲料水化学試験手数料	保健所条例施行規則	1件	3,260	-	-	-
115	健康福祉	飲料水細菌試験手数料	保健所条例施行規則	1件	1,200 ~ 1,920	-	-	-
116	健康福祉	飲料水中放射能試験手数料	保健所条例施行規則	1件	1,980	-	-	-
117	健康福祉	水質成分分析手数料	保健所条例施行規則		1,160 ~ 11,080	-	-	-
118	健康福祉	水道水定期検査手数料	保健所条例施行規則	1件	4,500	-	-	-
119	健康福祉	プール、海水浴場等水浴場の水質検査 手数料	保健所条例施行規則	1件	3,020	-	-	-
120	健康福祉	浴槽水検査手数料	保健所条例施行規則	1件	2,970	-	-	-
121	健康福祉	証明書料(保健所)	保健所条例施行規則	1通	570	-	-	-
122	健康福祉	試験検査成績書再交付手数料(保健 所)	保健所条例施行規則	1通	460	-	-	-
123	健康福祉	飲食店営業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000 他 2種類	-	-	-
124	健康福祉	飲食店営業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	13,000 他 1種類	-	-	-
125	健康福祉	喫茶店営業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	9,600 他 1種類	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
126	健康福祉	喫茶店営業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	7,800 他 1種類	-	-	-
127	健康福祉	菓子製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	14,000 他 2種類	-	-	-
128	健康福祉	菓子製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	12,000 他 1種類	-	-	-
129	健康福祉	あん類製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	14,000	-	-	-
130	健康福祉	あん類製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	12,000	-	-	-
131	健康福祉	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	14,000	-	-	-
132	健康福祉	アイスクリーム類製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	12,000	-	-	-
133	健康福祉	乳処理業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
134	健康福祉	乳処理業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
135	健康福祉	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
136	健康福祉	特別牛乳搾取処理業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
137	健康福祉	乳製品製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
138	健康福祉	乳製品製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
139	健康福祉	集乳業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	9,600	-	-	-
140	健康福祉	集乳業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	7,800	-	-	-
141	健康福祉	乳類販売業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	9,600 他 1種類	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
142	健康福祉	乳類販売業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	7,800 他1種類	-	-	-
143	健康福祉	食肉処理業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
144	健康福祉	食肉処理業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
145	健康福祉	食肉販売業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	9,600 他1種類	-	-	-
146	健康福祉	食肉販売業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	7,800 他1種類	-	-	-
147	健康福祉	食肉製品製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
148	健康福祉	食肉製品製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
149	健康福祉	魚介類販売業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	9,600	-	-	-
150	健康福祉	魚介類販売業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	7,800	-	-	-
151	健康福祉	魚介類競売営業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
152	健康福祉	魚介類競売営業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
153	健康福祉	魚肉練製品製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
154	健康福祉	魚肉練製品製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	13,000	-	-	-
155	健康福祉	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
156	健康福祉	食品の冷凍又は冷蔵業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
157	健康福祉	食品の放射線照射業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
158	健康福祉	食品の放射線照射業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
159	健康福祉	清涼飲料水製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
160	健康福祉	清涼飲料水製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
161	健康福祉	乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	14,000	-	-	-
162	健康福祉	乳酸菌飲料製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	12,000	-	-	-
163	健康福祉	氷雪製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000 他 1種類	-	-	-
164	健康福祉	氷雪製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000 他 1種類	-	-	-
165	健康福祉	氷雪販売業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	14,000	-	-	-
166	健康福祉	氷雪販売業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	12,000	-	-	-
167	健康福祉	食用油脂製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
168	健康福祉	食用油脂製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
169	健康福祉	マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
170	健康福祉	マーガリン又はショートニング製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
171	健康福祉	みそ製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
172	健康福祉	みそ製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	13,000	-	-	-
173	健康福祉	醤油製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
174	健康福祉	醤油製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	13,000	-	-	-
175	健康福祉	ソース類製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
176	健康福祉	ソース類製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	13,000	-	-	-
177	健康福祉	酒類製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
178	健康福祉	酒類製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	13,000	-	-	-
179	健康福祉	豆腐製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	14,000	-	-	-
180	健康福祉	豆腐製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	12,000	-	-	-
181	健康福祉	納豆製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	14,000	-	-	-
182	健康福祉	納豆製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	12,000	-	-	-
183	健康福祉	めん類製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	14,000	-	-	-
184	健康福祉	めん類製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	12,000	-	-	-
185	健康福祉	そうざい製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
186	健康福祉	そうざい製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
187	健康福祉	缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
188	健康福祉	缶詰又は瓶詰食品製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
189	健康福祉	添加物製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
190	健康福祉	添加物製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
191	健康福祉	診断書料 (保健所)	保健所条例	1通	570	-	-	-
192	健康福祉	普通診断書交付手数料 (夜間急病診療所)	夜間急病診療所条例	1通	1,575	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
193	健康福祉	証明書交付手数料 (夜間急病診療所)	夜間急病診療所条例	1通	1,050	-	-	-
194	健康福祉	死亡診断書 (夜間急病診療所)	夜間急病診療所条例	1通	3,150	-	-	-
195	健康福祉	死体検案書 (夜間急病診療所)	夜間急病診療所条例	1通	4,200	-	-	-
196	健康福祉	普通診断書料	市民病院条例	1通	1,575	塩江病院使用料等条例	1通	1,050
197	健康福祉	証明書料 (簡易なもの)	市民病院条例	1通	1,050	塩江病院使用料等条例	1通	520
198	健康福祉	証明書料 (複雑なもの)	市民病院条例	1通	1,575	塩江病院使用料等条例	1通	3,150
199	健康福祉	健康診断書料	市民病院条例	1通	1,575	塩江病院使用料等条例	1通	1,050
200	健康福祉	妊産婦診断書料	市民病院条例	1通	1,575	-	-	-
201	健康福祉	死亡診断書料	市民病院条例	1通	3,150	塩江病院使用料等条例	1通	3,150
202	健康福祉	特別診断書料 (簡易なもの)	市民病院条例	1通	3,150	塩江病院使用料等条例	1通	2,100
203	健康福祉	特別診断書料 (複雑なもの)	市民病院条例	1通	4,200	塩江病院使用料等条例	1通	3,150
		特別診断料(特に複雑なもの)				塩江病院使用料等条例	1通	5,250
204	健康福祉	診察券再発行手数料	市民病院条例	1枚	105	-	-	-

手数料の現況

No.	部会名	手数料名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
205	健康福祉	受託検査手数料	市民病院条例	1件	厚生労働大臣の定める基準により算出した額の100分の80に相当する額に100分の105を乗じて得た額	-	-	-
206	健康福祉	死体検案書 (変死の場合)				塩江病院使用料等条例	1部	10,500
		(病死の場合)				塩江病院使用料等条例	1部	5,250
207	健康福祉	普通健康診断料				塩江病院使用料等条例	1件	2,410
208	健康福祉	学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による学生、生徒、児童又は幼児の健康診断料				塩江病院使用料等条例	1件	上記に定める額の100分の50に相当する金額
209	健康福祉	検査、レントゲン検診を行った健康診断料				塩江病院使用料等条例	1件	算定方法により積算して得た額
210	健康福祉	その他の健康診断料				塩江病院使用料等条例	1件	所要原価を基準として町長が定める

手数料の現況

No.	部会名	手数料名	高松市			塩江町		
			条例	単位	単価(円)	条例	単位	単価(円)
211	健康福祉	介護保険法によるサービス手数料				使用料及び手数料条例		介護保険法第41条第4項、第46条第2項、第53条第2項及び第58条第2項の規定による厚生大臣が定める基準を考慮して、町長が定める額
212	環境	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	手数料条例			-	-	-
		一般廃棄物処理施設		1件	130,000	-	-	-
		その他の一般廃棄物処理施設		1件	110,000	-	-	-
213	環境	一般廃棄物処理施設設置許可に係る事項の変更許可申請手数料	手数料条例			-	-	-
		一般廃棄物処理施設		1件	120,000	-	-	-
		その他の一般廃棄物処理施設		1件	100,000	-	-	-
214	環境	一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可申請手数料	手数料条例	1件	68,000	-	-	-
215	環境	一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた法人の合併又は分割の許可申請手数料	手数料条例	1件	68,000	-	-	-
216	環境	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	手数料条例	1件	81,000	-	-	-
217	環境	産業廃棄物収集運搬業許可の更新申請手数料	手数料条例	1件	73,000	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
218	環境	産業廃棄物処分業許可申請手数料	手数料条例	1件	100,000	-	-	-
219	環境	産業廃棄物処分業許可の更新申請手数料	手数料条例	1件	94,000	-	-	-
220	環境	産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更許可申請手数料	手数料条例	1件	71,000	-	-	-
221	環境	産業廃棄物処分業の事業範囲の変更許可申請手数料	手数料条例	1件	92,000	-	-	-
222	環境	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	手数料条例	1件	81,000	-	-	-
223	環境	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可の更新申請手数料	手数料条例	1件	74,000	-	-	-
224	環境	特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	手数料条例	1件	100,000	-	-	-
225	環境	特別管理産業廃棄物処分業許可の更新申請手数料	手数料条例	1件	95,000	-	-	-
226	環境	特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更許可申請手数料	手数料条例	1件	72,000	-	-	-
227	環境	特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲の変更許可申請手数料	手数料条例	1件	95,000	-	-	-
228	環境	産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	高松市手数料条例			-	-	-
		産業廃棄物処理施設		1件	140,000	-	-	-
		その他の産業廃棄物処理施設		1件	120,000	-	-	-
229	環境	産業廃棄物処理施設設置許可に係る事項変更の許可申請手数料	手数料条例			-	-	-
		産業廃棄物処理施設		1件	130,000	-	-	-
		その他の産業廃棄物処理施設		1件	110,000	-	-	-
230	環境	一般廃棄物収集運搬業(し尿)許可手数料	廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例	1件	10,000	使用料及び手数料条例	1件	5,000

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
231	環境	一般廃棄物処分業(し尿)許可手数料	廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例	1件	10,000	-	-	-
232	環境	浄化槽清掃業許可手数料	廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例	1件	10,000	使用料及び手数料条例	1件	7,000
233	環境	一般廃棄物処理手数料 (陶最終処分場)	廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例	20 kg単位	100kgまで1,350円 100kgを超えるものは1,350円に20kgまでごとに270円を加算した額 16.10.1施行 ただし、南部広域クリーンセンターに搬入されるごみのうち、缶ビン、ペットボトルについては、「1,350円」を「1,150円」に、「270円」を「230円」とする	一般廃棄物処理手数料 (南部広域クリーンセンター) 一部事務組合において規定	kg	100kgまで1,100円 100kgを超えるものは1,100円に20kgまでごとに220円を加算した額 の額に、それぞれ100分の105を乗じて得た額。この場合10円未満の端数は切り捨てる。
234	環境	臨時に収集・運搬・処分する家庭系一般廃棄物処理手数料	廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例	1品目	500 ~2,000	-	-	-

手数料の現況

No.	部会名	手数料名	高松市			塩江町		
			条例	単位	単価(円)	条例	単位	単価(円)
235	環境	臨時に収集・運搬する特定家庭用機器 廃棄物処理手数料	廃棄物の適正処理および 再生利用の促進に関する 条例	1台	2,000	使用料及び手数料条例	1台	2,000
236	環境	犬、猫等の死体の収集・運搬・処分に係 る処理手数料	廃棄物の適正処理および 再生利用の促進に関する 条例	1体	1,480	使用料及び手数料条例	1体	1,050
237	環境	犬、猫等の死体の処分に係る処理手 数料	廃棄物の適正処理および 再生利用の促進に関する 条例	1体	590	使用料及び手数料条例	1体	525
238	環境	一般廃棄物収集運搬業(ごみ)許可手 数料	廃棄物の適正処理および 再生利用の促進に関する 条例	1件	10,000	-	-	-
239	環境	一般廃棄物処分業(ごみ)許可手 数料	廃棄物の適正処理および 再生利用の促進に関する 条例	1件	10,000	-	-	-
240	環境	定期収集家庭系一般廃棄物(燃やせる ごみおよび破碎ごみに限る。)の処理手 数料	廃棄物の適正処理および 再生利用の促進に関する 条例	袋	指定収集袋 (大)40円 (中)30円 (小)20円 (特小)10 円 H16.9.1 施行(販売) (H16.10.1 有料化実 施)	使用料及び手数料条例	袋	指定袋 (20 ^{リットル}) 13円 (30 ^{リットル}) 20円
241	環境	自動車リサイクル法に基づく解体業許 可申請審査手数料	手数料条例	1件	78,000 H16.7.1 施行			

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
242	環境	自動車リサイクル法に基づく解体業許可申請審査手数料(更新)	手数料条例	1件	70,000 H16.7.1 施行	-	-	-
243	環境	自動車リサイクル法に基づく破碎業許可申請審査手数料	手数料条例	1件	84,000 H16.7.1 施行	-	-	-
244	環境	自動車リサイクル法に基づく破碎業許可申請審査手数料(更新)	手数料条例	1件	77,000 H16.7.1 施行	-	-	-
245	環境	自動車リサイクル法に基づく破碎業事業範囲変更許可申請審査手数料	手数料条例	1件	75,000 H16.7.1 施行	-	-	-
246	環境	自動車リサイクル法に基づく引取業者登録申請審査手数料	手数料条例	1件	4,000 H17.1.1 施行	-	-	-
247	環境	自動車リサイクル法に基づく引取業者登録申請審査手数料(更新)	手数料条例	1件	3,000 H17.1.1 施行	-	-	-
248	環境	自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者登録申請審査手数料	手数料条例	1件	5,000 H17.1.1 施行	-	-	-
249	環境	自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者登録申請審査手数料(更新)	手数料条例	1件	4,000 H17.1.1 施行	-	-	-
250	環境	し尿処理手数料(従量制)				使用料及び手数料条例	18㍑	20
		(浄化槽汚泥)				使用料及び手数料条例	18㍑	20
251	産業	計量器定期検査手数料	手数料条例	1個	1,400 他18種類	-	-	-
252	産業	適正計量管理事務所指定検査手数料	手数料条例	1件	7,400	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
253	産業	鳥獣飼養許可証交付手数料	手数料条例	1件	3,400	使用料及び手数料条例	1件	3,400
254	産業	鳥獣飼養許可証の更新手数料	手数料条例	1件	3,400	使用料及び手数料条例	1件	3,400
255	産業	鳥獣飼養許可証再交付手数料	手数料条例	1件	3,400	使用料及び手数料条例	1件	3,400
256	産業	農地法第3・4・5条の規定による許可申請			無料	使用料及び手数料条例	1件	300
257	産業	自作農維持創設資金融通申請			無料	使用料及び手数料条例	1件	300
258	都市開発	屋外広告物講習会受講手数料	屋外広告物条例	1件	3,000	-	-	-
259	都市開発	はり紙による屋外広告手数料	屋外広告物条例	100枚	350	-	-	-
260	都市開発	はり札または簡易広告板による屋外広告手数料	屋外広告物条例	1枚	250	-	-	-
261	都市開発	はり札または簡易広告板による屋外広告手数料(変更または改造に係る許可申請手数料)	屋外広告物条例	1枚	100	-	-	-
262	都市開発	立看板またはのぼり旗による屋外広告手数料	屋外広告物条例	1枚または1本	350	-	-	-
263	都市開発	立看板またはのぼり旗による屋外広告手数料(変更または改造に係る許可申請手数料)	屋外広告物条例	1枚または1本	100	-	-	-
264	都市開発	建物、塀その他の工作物に直接塗装した広告物による屋外広告手数料	屋外広告物条例	1件	300 ~ 10,000	-	-	-
265	都市開発	建物、塀その他の工作物に直接塗装した広告物による屋外広告手数料(変更または改造に係る許可申請手数料)	屋外広告物条例	1件	100 ~ 500	-	-	-
266	都市開発	電柱(街灯柱を含む)広告による屋外広告手数料	屋外広告物条例	1個	280	-	-	-
267	都市開発	電柱(街灯柱を含む)広告による屋外広告手数料(変更または改造に係る許可申請手数料)	屋外広告物条例	1個	60	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
268	都市開発	広告板または広告塔による屋外広告手数料	屋外広告物条例	1個	300 ~ 10,000	-	-	-
269	都市開発	広告板または広告塔による屋外広告手数料 (変更または改造に係る許可申請手数料)	屋外広告物条例	1個	100 ~ 500	-	-	-
270	都市開発	広告幕による屋外広告手数料	屋外広告物条例	1枚	550	-	-	-
271	都市開発	広告幕による屋外広告手数料 (変更または許可申請手数料)	屋外広告物条例	1枚	350	-	-	-
272	都市開発	アーチ広告による屋外広告手数料	屋外広告物条例	1個	3,000	-	-	-
273	都市開発	アーチ広告による屋外広告手数料 (変更または許可申請手数料)	屋外広告物条例	1個	500	-	-	-
274	都市開発	気球広告による屋外広告手数料	屋外広告物条例	1個	1,000	-	-	-
275	都市開発	気球広告による屋外広告手数料 (変更または許可申請手数料)	屋外広告物条例	1個	500	-	-	-
276	都市開発	特殊な照明装置による広告物の屋外広告手数料	屋外広告物条例	1個	1,500 ~ 13,200	-	-	-
277	都市開発	特殊な照明装置による広告物の屋外広告手数料 (変更または許可申請手数料)	屋外広告物条例	1個	500	-	-	-
278	都市開発	仮換地等証明手数料	手数料条例	1通	350	-	-	-
279	都市開発	優良宅地造成認定申請手数料	手数料条例	1件	86000 ~ 870,000	-	-	-
280	都市開発	優良住宅新築認定申請手数料	手数料条例	1件	6,200 ~ 58,000	-	-	-
281	都市開発	開発行為許可申請手数料 (自己の居住用 住宅の建築用)	手数料条例	1件	22,000 ~ 300,000	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
282	都市開発	開発行為許可申請手数料 (住宅以外の建築物で、自己の業務用建築 特定工作物の建設用)	手数料条例	1件	30,000 ~ 480,000	-	-	-
283	都市開発	開発行為許可申請手数料 (上記以外)	手数料条例	1件	130,000 ~ 870,000	-	-	-
284	都市開発	開発行為変更許可申請手数料	手数料条例			-	-	-
		最高額		1件	870,000	-	-	-
285	都市開発	特定用途制限地域内における建築物等の用途制限の例外許可の許可申請手数料	特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例	1件	180,000	-	-	-
286	都市開発	特定用途制限地域内における建築物の高さ制限の例外許可の許可申請手数料	特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例	1件	160,000	-	-	-
287	都市開発	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	手数料条例	1件	1,700 ~ 17,000	-	-	-
288	都市開発	建築物に関する確認申請手数料	建築基準法施行条例	1件	5,000 他	-	-	-
289	都市開発	建築物に関する完了検査申請手数料	建築基準法施行条例	1件	10,000 他	-	-	-
290	都市開発	中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請手数料	建築基準法施行条例	1件	15,000 他	-	-	-
291	都市開発	建築物に関する中間検査申請手数料	建築基準法施行条例	1件	15,000 他	-	-	-
292	都市開発	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	建築基準法施行条例	1件	120,000	-	-	-
293	都市開発	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	33,000	-	-	-
294	都市開発	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	33,000	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
295	都市開発	道路内における建築認定申請手数料	建築基準法施行条例	1件	27,000	-	-	-
296	都市開発	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
297	都市開発	壁面線外における建築許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
298	都市開発	用途地域における建築等許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	180,000	-	-	-
299	都市開発	特殊建築物等敷地許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
300	都市開発	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	33,000	-	-	-
301	都市開発	建築物の敷地面積の許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
302	都市開発	建築物の高さの特例認定申請手数料	建築基準法施行条例	1件	27,000	-	-	-
303	都市開発	建築物の高さの許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
304	都市開発	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
305	都市開発	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	建築基準法施行条例	1件	27,000	-	-	-
306	都市開発	高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
307	都市開発	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
308	都市開発	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
309	都市開発	都市再生特別地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は高さに関する特例許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
310	都市開発	再開発等促進区内等における建築物の容積率、建ぺい率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	建築基準法施行条例	1件	27,000	-	-	-
311	都市開発	再開発等促進区内等における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
312	都市開発	地区計画等の区域内における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	建築基準法施行条例	1件	27,000	-	-	-
313	都市開発	地区計画又は沿道地区計画の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
314	都市開発	地区計画等の区域内における建築物の容積率、各部分の高さ又は建ぺい率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	建築基準法施行条例	1件	27,000	-	-	-
315	都市開発	予定道路に係る建築物の述べ面積の特例許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
316	都市開発	仮設建築物建築許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	120,000	-	-	-
317	都市開発	総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料	建築基準法施行条例	1件	78,000 加算額有	-	-	-
318	都市開発	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	建築基準法施行条例	1件	78,000 加算額有	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
319	都市開発	総合的設計による一団地の建築物の容積率、建築物の各部分の高さ又は建築物の高さの特例許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	220,000 加算額有	-	-	-
320	都市開発	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率、建築物の各部分の高さ又は建築物の高さの特例許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	220,000 加算額有	-	-	-
321	都市開発	同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	建築基準法施行条例	1件	78,000 加算額有	-	-	-
322	都市開発	同一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率、建築物の各部分の高さ又は建築物の高さの特例許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	220,000 加算額有	-	-	-
323	都市開発	同一敷地内許可建築物以外の建築物の容積率、建築物の各部分の高さ又は建築物の高さの特例許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	220,000 加算額有	-	-	-
324	都市開発	複数建築物の認定又は許可の取消し申請手数料	建築基準法施行条例		6,400 + 加算額	-	-	-
325	都市開発	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	建築基準法施行条例	1件	27,000	-	-	-
326	都市開発	建築設備に関する確認申請手数料	建築基準法施行条例	1件	9,000 他 3種類	-	-	-
327	都市開発	建築設備に関する完了検査申請手数料	建築基準法施行条例	1件	13,000 他	-	-	-
328	都市開発	工作物に関する確認申請手数料	建築基準法施行条例	1件	8,000 他	-	-	-
329	都市開発	工作物に関する完了検査申請手数料	建築基準法施行条例	1件	9,000	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
330	都市開発	地区整備計画区域内における建築物の用途制限の適用除外に係る許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	180,000	-	-	-
331	都市開発	地区整備計画区域内における建築物の容積率の最高限度の適用除外に係る許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
332	都市開発	地区整備計画区域内における建築物の建ぺい率の最高限度の適用除外に係る許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	33,000	-	-	-
333	都市開発	地区整備計画区域内における建築物の高さの最高限度の適用除外に係る許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
334	都市開発	地区整備計画区域内における公益上必要な建築物の特例許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
335	都市開発	開発登録簿の写しの交付手数料	手数料条例	1通	470	-	-	-
336	土木	道路占用料督促手数料	税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例	1通	100	-	-	-
337	土木	道路認定路線証明手数料	手数料条例	1通	350	-	-	-
338	土木	道路認定路線幅員証明手数料	手数料条例	1通	350	-	-	-
339	土木	道路台帳コピー代	行政資料閲覧規程	1枚	10	情報公開条例	1枚	20

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
340	土木	自転車駐車場駐車料 (瓦町地下自転車駐車場ほか 1箇所)	有料自転車等駐車場条例	自転車 一時駐車100円 / 回 定期駐車 一般 1か月 月2,000円 3か月 月5,500円 学生等 1か月 月1,800円 3か月 月5,000円 原動機付自転車 一時駐車200円 / 回 定期駐車 一般 1か月 月4,000円 3か月 月11,000円 学生等 1か月 月3,600円 3か月 月10,000円		-	-	-
341	土木	市営住宅使用料督促手数料	税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例	1通	100	-	-	-
342	土木	市営住宅自動車保管場所使用承諾証明手数料	手数料条例	1通	350	-	-	-
343	土木	浄化槽保守点検業登録申請手数料	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	1件	30,000	-	-	-
344	土木	浄化槽保守点検業登録更新申請手数料	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	1件	30,000	-	-	-
345	土木	浄化槽保守点検業登録証書換え交付申請手数料	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	1件	1,500	-	-	-

手数料の現況

No.	部会名	手数料名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
346	土木	浄化槽保守点検業登録証書再交付申請手数料	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	1件	2,300	-	-	-
347	消防	危険物仮貯蔵、仮取扱い承認申請手数料	消防手数料条例	1件	5,400	-	-	-
348	消防	危険物製造所の設置許可申請手数料	消防手数料条例	1件	39,000 他4種類	-	-	-
349	消防	危険物貯蔵所の設置許可申請手数料	消防手数料条例	1件	20,000 他26種類	-	-	-
350	消防	危険物取扱所の設置許可申請手数料	消防手数料条例	1件	52,000 他11種類	-	-	-
351	消防	危険物製造所の位置、構造又は設備変更許可申請手数料	消防手数料条例	1件	19,500 他4種類	-	-	-
352	消防	危険物貯蔵所の位置、構造又は設備変更許可申請手数料	消防手数料条例	1件	10,000 他26種類	-	-	-
353	消防	危険物取扱所の位置、構造又は設備変更許可申請手数料	消防手数料条例	1件	26,000 他11種類	-	-	-
354	消防	危険物製造所設置許可完成検査手数料	消防手数料条例	1件	19,500 他4種類	-	-	-
355	消防	危険物貯蔵所設置許可完成検査手数料	消防手数料条例	1件	10,000 他26種類	-	-	-
356	消防	危険物取扱所設置許可完成検査手数料	消防手数料条例	1件	26,000 他11種類	-	-	-
357	消防	危険物製造所の位置、構造又は設備変更許可完成検査手数料	消防手数料条例	1件	9,750 他4種類	-	-	-
358	消防	危険物貯蔵所の位置、構造又は設備変更許可完成検査手数料	消防手数料条例	1件	5,000 他26種類	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
359	消防	危険物取扱所の位置、構造又は設備変更許可完成検査手数料	消防手数料条例	1件	13,000 他11種類	-	-	-
360	消防	危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用承認申請手数料	消防手数料条例	1件	5,400	-	-	-
361	消防	危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可完成検査前検査手数料	消防手数料条例	1件	6,000 他26種類	-	-	-
362	消防	危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備変更許可完成検査前検査手数料	消防手数料条例	1件	6,000 他26種類	-	-	-
363	消防	特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所保安検査手数料	消防手数料条例	1件	340,000 他12種類	-	-	-
364	消防	タンク検査手数料	消防手数料条例	1件	6,000 他7種類	-	-	-
365	消防	事実確認証明・その他の証明	消防手数料条例	1通	350	-	-	-
366	消防	無線施設 (施設)				使用料及び手数料条例		3,150
		(屋外及び屋内施設の変更)				使用料及び手数料条例		資材費実費
367	水道	給水装置設計審査手数料 (新設工事)	水道事業給水条例	1件	3000	簡易水道条例	1件	1,050
368	水道	給水装置設計審査手数料 (改造、修繕又は撤去工事)	水道事業給水条例	1件	2000	簡易水道条例	1件	525
369	水道	給水装置しゅん功検査手数料 (新設工事)	水道事業給水条例	1件	3000	簡易水道条例	1件	1,575
370	水道	給水装置しゅん功検査手数料 (改造、修繕又は撤去工事)	水道事業給水条例	1件	2000	簡易水道条例	1件	525
371	水道	指定給水装置工事事業者指定手数料	水道事業給水条例	1件	17000	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
372	教育	高松市立第一高等学校入学選考手数料	学校条例	1件	2,200	-	-	-
373	教育	高等学校入学金	学校条例	1件	5,650	-	-	-
374	文化	図録売払手数料		1件	70 ~1,000	-	-	-
375	文化	美術品等撮影許可手数料(学術研究を目的とする場合)	美術館条例	1点1回	500	使用料及び手数料条例	1点1回	310
376	文化	美術品等撮影許可手数料(出版等を目的とする場合)	美術館条例	1点1回	5,080	使用料及び手数料条例	1点1回	520

- 1 平成16年5月31日現在のものに加え、現時点において、平成16年度中の改定が確定しているものを記載している。
- 2 塩江町の手数料欄において、何も記述していないものについては、香川県の制度により高松市と同様の手数料が徴収されているものがある。

協議第 28 号資料

「各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて」に関する資料

補助金・交付金等の現況について 94 ~ 113

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市 件 名	塩 江 町 件 名
1	香川県国際交流協会負担金	
2	かがわ国際交流フェア実行委員会負担金	
3	高松市国際交流協会運営補助金	
4	香川県防災行政無線管理運営協議会保守点検負担金	
5	香川県防災情報システム端末装置保守点検負担金	
6	放送大学科目履修受講助成金	
7	大学公開講座受講助成金	
8	香川県市町村職員互助会負担金	
9	高松市職員共済会交付金	職員厚生補助金
10		職員健康診断料
11	香川県情報化推進機構負担金	
12	新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業補助金	
13	高松市有線放送電話協会設備更新事業補助金	
14	まちづくりゼミナール“がんばれ高松”運営団体補助金	
15	高松地区広域市町村圏振興事務組合負担金	高松地区広域市町村圏振興事務組合負担金
16	排水再利用施設設置助成金	
17	椋川ダム建設事業負担金	
18	市町合併協議会負担金	合併協議会町負担金
19	県派遣職員給与費負担金	
20	高松税務署管内納税貯蓄組合連合会広報分担金	
21	申告納税相談事務地区交付金	
22	部落有財産処分補助金	
23	離島救急患者輸送費補助金	
24	離島航路補助金	
25	市連合自治会連絡協議会補助金	
26	自治会活動補助金	
27	自治会集会所管理運営補助金	
28	自治会加入・結成奨励補助金	
29	自治会集会所新築等補助金	
30	高松市民のねがい推進協議会補助金	
31	高松市地域ふれあい交流事業補助金	
32	防犯灯設置補助金	防犯灯設置補助金
33		防犯灯維持補助金
34	防犯協会補助金	
35	地域コミュニティ構築支援補助金	
36		コミュニティ助成事業補助金
37	部落管理墓地整備事業補助金	

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
38	簡易火葬場改修事業補助金	
39	市民葬儀助成金	
40	平和公園関連施設整備事業交付金	
41	暮らしをみなおす市民のつどい負担金	
42	高松市消費者団体連絡協議会運営補助金	
43	日曜市運営事業補助金	
44	就職支度金補助金	
45	人権・同和問題啓発講演会開催負担金	
46	世界人権宣言高松市実行委員会負担金	
47	地域改善事業補助金	
48	香川県人権擁護委員連合会補助金	
49	香川県人権擁護委員連合会高松部会補助金	
50	全国隣保館職員ブロック別研修会開催負担金	
51	田村子ども文庫負担金	
52	上天神隣保館下水道受益者負担金	
53	香川県建設国民健康保険組合事業補助金	
54	老人性白内障特殊眼球等購入費助成事業補助金	
55	福祉医療助成・国保事業協力補助金	
56	香川県国民健康保険団体連合会負担金	
57	一般被保険者療養給付費	一般被保険者療養給付費
58	退職被保険者療養給付費	退職被保険者療養給付費
59	一般被保険者療養費	一般被保険者療養費
60	退職被保険者療養費	退職被保険者療養費
61	一般被保険者高額療養費	一般被保険者高額療養費
62	退職被保険者高額療養費	退職被保険者高額療養費
63	一般被保険者分移送費	一般被保険者分移送費
64	退職被保険者分移送費	退職被保険者分移送費
65	出産育児一時金	出産育児一時金
66	葬祭費	葬祭費
67	老人保健医療費拠出金	老人保健医療費拠出金
68	老人保健事務費拠出金	老人保健事務費拠出金
69	介護納付金	介護納付金
70	高額医療費共同事業拠出金	高額医療費共同事業拠出金
71	人間ドック（一般ドック）助成金	
72	人間ドック（脳ドック）助成金	
73	老人保健法老人医療給付費	老人保健診療報酬
74		老人保健診療（調剤）報酬

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
75	老人保健法医療費支給費	老人医療費現金給付
76		老人保健柔道整復師施術料
77		老人医療高額療養費
78		老人医療差額支給
79	福祉医療助成事業協力交付金	
80	男女共同参画市民フェスティバル補助金	
81	高松市婦人団体連絡協議会運営補助金	町婦人会活動補助金
82	ジェンダーフリーたかまつ市民会議活動交付金	
83	ふれあいのまちづくり事業補助金	
84	高松市社会福祉協議会事業交付金	社会福祉協議会専任職員補助金
85		ホームヘルパー研修受講料補助金
86		精神障害者居宅介護等事業補助金
87		福祉モデルタウン事業補助金
88		心配事相談事業補助金
89	高松更正保護婦人会事業補助金	
90	高松地区保護司会連合会事業補助金	香川地区保護司会助成金
91	高松市傷痍軍人会事業補助金	傷痍軍人会補助金
92	高松ボランティア協会事業補助金	
93	更生保護法人 讃岐修斉会事業補助金	
94	生活保護世帯水道料援護廃止プログラム変更負担金	
95	地区民生委員推薦準備会事業交付金	
96	地区民生児童委員協議会交付金	
97	地区民生児童委員協議会活動推進費交付金	
98	地区民生委員会長活動事業交付金	
99	高松市遺族会事業補助金	遺族厚生会補助金
100	地区遺族会事業補助金	
101	日本戦災遺族会香川県支部事業補助金	
102	介護保険利用者負担軽減事業補助金	
103	離島介護サービス提供促進事業補助金	
104	住宅改修支援事業補助金	
105	介護給付費審査支払業務負担金	
106	国民健康保険団体連合会負担金（主治医意見書作成手数料）	国民健康保険団体連合会負担金
107	介護認定審査会共同設置負担金	広域事務組合負担金
108	居宅介護サービス等給付費	居宅介護サービス等給付費
109	居宅介護サービス計画等給付費	居宅介護サービス計画等給付費
110	施設介護サービス等給付費	施設サービス給付費
111	福祉用具購入費	福祉用具購入費

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
112	住宅改修費	住宅改修費
113	高額介護サービス等費	高額介護サービス費
114		高額居宅支援サービス費
115	財政安定化基金拠出金	財政安定化基金拠出金
116	身体障害者福祉ホーム運営事業補助金	
117	心身障害者小規模通所作業所運営事業補助金	どんぐり作業所運営補助負担金
118	身体障害者福祉タクシー助成金	障害者福祉タクシー助成事業補助金
119	身体障害者福祉タクシー設置事業補助金	
120	身体障害者自動車改造等助成金	
121	高松市身体障害者協会事業補助金	身体障害者協会補助金
122	高松市肢体不自由児(者)父母の会事業補助金	
123	脳性マヒ親と子の会事業補助金	
124	香川県中途失聴難聴者協会事業補助金	
125	在宅重度障害者慰問見舞金支給事業補助金	
126	香川県肢体不自由児愛護事業負担金	
127	身体障害者結婚祝金助成事業補助金	
128	高松市身体障害者友愛のつどい事業補助金	
129	身体障害者福祉大会事業補助金	
130	ナイスハートバザールイン香川事業補助金	
131	高松ふれあいの店事業補助金	
132	高松市身体障害者文化祭事業補助金	
133	サンサン祭り事業補助金	
134	身体障害者社会見学事業補助金	
135	障害者派遣事業補助金	
136	身体障害者住宅改造費補助金	
137	障害者生活福祉資金貸付金利子補給金	
138	身体障害者福祉施設整備事業利子補給金	
139	心身障害者扶養共済制度掛金助成金	
140	自立支援教育訓練給付金事業	
141	高等技能訓練促進事業	
142	知的障害者授産通所施設通園事業補助金	
143	高松市障害児(者)育成会事業補助金	
144	知的障害者小規模作業所運営事業補助金	
145	知的障害者福祉施設産休等代替職員賃金等補助金	
146	知的障害者福祉施設整備事業補助金	
147	知的障害者施設整備事業利子補給金	
148	精神障害者グループホーム運営補助金	

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
149	手をつなぐ親と子の大運動会事業補助金	
150	ちびっこ教室事業補助金	
151	高松市障害者を守る会事業補助金	
152	心身障害児社会見学事業補助金	
153	高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業補助金	ささえあう健康長寿の地域づくり推進事業補助金
154	老人クラブ活動助成金	老人クラブ補助金
155	老人クラブ連合会活動事業補助金	益社会補助金
156	老人クラブ連合会運営事業補助金	
157	シルバー人材センター運営補助金	シルバー人材センター補助金
158	シルバー人材センター高齢者援助サービス事業補助金	
159	在宅福祉サービス事業補助金	
160	老人入浴助成金	
161	高齢者住宅改造助成費	老人等居室整備資金助成金
162	老人福祉施設産休等代替職員賃金等助成金	
163	軽費老人ホーム事務費補助金	
164	高松地区広域市町村圏振興事務組合老人ホーム負担金	老人福祉施設（ひぐらし荘）管理運営負担金
165	老人つどいの家新築等補助金	
166	老人つどいの部屋整備補助金	
167	老人福祉施設整備事業補助金	
168	痴呆性老人居室整備事業補助金 廃止	
169	老人福祉施設整備事業利子補給金	社会福祉施設整備利子補給金
170	香川県母子福祉連合会高松支部運営補助金	
171	社会福祉法人豊島神愛館運営補助金	
172	母親クラブ事業補助金	ママさんスクール補助金
173	香川県家庭相談員連絡協議会会費	
174	児童福祉施設業務省力化設備整備事業補助金	
175	児童福祉施設整備事業補助金	
176	児童福祉施設整備事業利子補給金	
177	産休等代替職員賃金等補助金	
178	民間児童館運営費補助金	
179	母子福祉資金等貸付金利子補給金	
180	日本スポーツ振興センター負担金	
181	市立保育所遠足等職員負担金	
182	延長保育事業補助金	
183	長時間保育事業補助金	
184	一時保育事業補助金	
185	延長保育促進事業保育料軽減事業補助金	

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
186	認可外保育施設職員健診助成補助金	
187	高松市保育研究会事業補助金	
188	認可外保育施設補助金	
189	第3子以降の児童の保育料補助金	
190	社会福祉法人児童福祉施設賠償責任保険補助金	
191	私立保育所職員研修補助金	
192	県派遣職員給与費負担金	
193	介護老人保健施設整備事業補助金	
194	香川県食品衛生協会食品衛生推進事業補助金	
195	公衆浴場施設改善資金利子補給補助金	
196	公衆浴場活性化事業等補助金	
197	公衆浴場施設改善事業補助金	
198	公衆浴場水道料金補助金	
199	香川県動物管理指導所周辺環境美化事業補助金	
200	犬猫不妊去勢手術費補助金	
201	結核定期健康診断補助金	
202	精神障害者共同作業所運営補助金	
203	精神障害者家族会運営補助金	
204	精神障害者地域生活支援センター施設整備事業補助金	
205	精神障害者小規模通所授産施設運営事業補助金	
206	病院事業会計負担金	
207	保健事業推進補助金	
208	高松市保健委員会連絡協議会運営補助金	
209	地区保健委員会育成補助金	
210	高松市献血推進協議会連絡会運営補助金	
211	地区献血組織育成補助金	
212	がん対策思想普及事業費負担金	
213	歯の衛生週間無料診療補助金	
214	歯科救急医療センター休日歯科診療事業補助金	
215	歯科救急医療センター夜間救急歯科診療事業補助金	
216	病院群輪番制病院運営費補助金	病院群輪番制病院補助金
217	病院群輪番制病院調整費補助金	
218	身体障害児在宅歯科診療事業運営補助金	
219	寝たきり者在宅訪問歯科診療事業運営補助金	
220	高松市医師会看護専門学校運営補助金	
221	木田郡医師会附属准看護学院運営補助金	
222	香川県難病患者・家族団体連絡協議会高松支部運営補助金	

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市		塩 江 町	
	件	名	件	名
223	汚染負荷量賦課金			
224	石清尾テレビ共同受信施設負担金			
225	水道事業会計補助金			
226	陶第2処分地下流域土地改良事業負担金			
227	大原田子出公民館駐車場整備事業負担金			
228	元清掃工場汚染負荷量賦課金			
229	高松地区広域市町村圏振興事務組合負担金		高松地区広域市町村圏振興事務組合負担金	
	南部広域清掃センター事業		南部広域清掃センター事業	
	西部広域クリーンセンター事業			
	衛生処理センター事業		衛生処理センター事業	
230	離島し尿収集事業交付金			
231	高松市環境美化都市推進会議補助金			
232	高松市上下水道工事業協同組合ビル内公衆便所維持管理負担金			
233	高松市住宅用太陽光発電システム設置補助金			
234	高松市衛生組合連合会運営事業補助金			
235	衛生害虫共同防除用器材購入事業補助金			
236	衛生組合河川等清掃事業補助金			
237	クリーン高松推進事業交付金			
238	リサイクル推進員活動事業交付金			
239	分別収集推進活動補助金			
240	ステーション管理障害保険補助金			
241	生ごみ堆肥化容器購入補助金			
242	生ごみ処理機購入補助金		生ゴミ容器設置補助金	
243	防火用水用ため池使用負担金		生ゴミ処理機購入補助金	
244			生ゴミ処理機購入補助金(業務用)	
245	勤労者福祉対策事業補助金			
246	障害者雇用促進事業補助金		香川県障害者雇用促進協会補助金	
247	香川県労働者福祉協議会事業補助金			
248	香川県中小小売商団体連合会補助金			
249	高松職業安定協会補助金			
250	生鮮三品連絡協議会共同事業補助金			
251	香川県生活衛生協会補助金		香川県高松食品衛生協会所助成金	
252	中小企業指導団体育成補助金		商工会補助金	
253	中小企業経営講習会共催負担金			
254	香川県溶接技術コンクール開催補助金			
255	外国人研修生受入事業補助金			
256	高松商工会議所中小企業人材確保就業機会拡大事業補助金			
257	高松市企業代表者懇談会開催負担金			
258	中央商店街通行量調査負担金			
259	中央商店街店舗立地動向調査負担金			

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
256	商店街共同施設補助金	
257	矢島町産業文化祭出展参加事業負担金（商工労政課）	
258	高松・彦根・水戸3市の観光と物産展負担金（商工労政課）	
259	高松町夏まつり出展参加事業負担金（商工労政課）	
260	電気のふるさとじまん市負担金	
261	香川の家具とぬりもの新作見本市補助金	
262	香川の漆器まつり補助金	
263	全国漆器展補助金	
264	香川県ぬりもの展示会補助金	
265	高松港コンテナターミナル振興協議会負担金	
266	香川貿易情報センター補助金	
267	緊急経営安定対策特別融資資金利子補給金	
268	中小企業融資保証料補給金	
269	市町協調特産小口融資補償料補給金	
270	同和対策小規模企業融資対策資金利子補給金	
271	同和対策小規模企業経営改善資金利子補給金	
272	同和対策小規模企業融資対策資金保証料補助金	
273	市町協調同和対策融資補償料補給金	
274	中小企業公害防止施設整備資金利子補給金	
275	中小企業勤労青少年対策連絡協議会負担金	
276	香川県商圏調査負担金	
277	TMO高松事業構想推進補助金	
278	ISO14001シリーズ認証取得推進事業補助金	
279	給付事業費	
280	人間ドック利用助成金	
281	矢島町産業文化祭出展事業負担金（観光課）	
282	高松町夏まつり出展事業負担金（観光課）	
283	四国4市観光交流会事業負担金	
284	瀬戸大橋・明石・鳴門大橋循環広域観光協議会事業負担金	
285	わがかがわキャンペーン事業負担金	
286	四国の観光展事業負担金	
287	五色台学運営協議会負担金	
288	国際観光振興会負担金	
289	(財)高松観光コンベンション・ビューロー運営補助金	(財)高松観光コンベンション・ビューロー負担金
290	全国大会等開催補助金	
291	国立公園清掃活動事業負担金	
292	国際観光振興会事業負担金	

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
297	高松まつり振興会補助金	
298	高松秋のまつり大名行列推進委員会補助金	
299	高松冬のまつり実行委員会補助金	
300	地区観光協会事業補助金	観光協会補助金
301		観光宿泊案内所補助金
302	海の月間事業補助金	
303	夢市場運営補助金	
304	桃太郎まつり育成事業補助金	
305	観光ボランティアガイド育成事業補助金	
306	国立公園内施設整備事業負担金	
307	屋島サマーフェスタ事業補助金	
308	屋島ゆうやけいフェスタ事業補助金	新規イベント補助金
309	NHK大河ドラマ「義経」誘致事業補助金	
310	屋島山上廃屋再活用支援事業補助金	
311	サンポート高松オープニング広報負担金	
312	サンポート財団運営補助金	
313	サンポート高松カラーコルトン掲出事業補助金	
314	パラグライダー運営事業補助金	
315	農業後継者等海外派遣研修事業補助金	
316	農業後継者クラブ育成事業補助金	農業後継者クラブ補助金
317	農業青年クラブ育成事業補助金	
318	市民農園整備事業補助金	
319	水田農業経営確立対策事業補助金	水田農業経営確立対策助成補助金
320	認定農業者育成支援事業補助金	
321	中山間地域等直接支払事業補助金	中山間地域等直接支払交付金
322	農業経営基盤強化資金利子補給金	
323	良質米・麦生産拡大推進事業補助金	
324	地力維持培養農産物流通改善事業補助金	
325	効率的・持続的な集落営農育成事業費補助金	
326	土地利用型農業活性化事業費補助金	
327	高松地域中山間地対策協議会負担金	高松地域中山間地対策協議会負担金
328	新規就農者階層別支援事業費	
329	多彩な演芸産地育成推進事業補助金	
330	農業用非プラスチック適正処理推進事業補助金	
331	イノシシ被害防止対策事業補助金	イノシシ被害防止対策事業補助金
332		イノシシ等被害防除事業補助金
333	高松市農業振興協議会事業補助金	

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
334	高松市耕種振興協議会補助金	
335	農業共済組合事業補助金	
336	生活改善クラブ育成事業補助金	西山いきいき母さん補助金
337	農協技術員等研修事業補助金	
338	認定農業者連絡協議会事業補助金	認定農業者の会補助金
339	農業生産総合対策事業補助金	
340	水田農業経営確立対策事業費補助金（たばこ）	
341	創造的農業育成支援事業補助金	
342	園芸産地育成強化推進事業補助金	
343	果樹産地整備促進事業補助金	
344	高松市園芸特産振興協議会補助金	
345	香川県鬼無植木盆栽センター事業補助金	
346	高松市花き優良種苗導入育成組合事業補助金	
347	高松市葉たばこ共同施設利用組合補助金	
348	高松市西部かんきつ共同選果場事業補助金	
349	農業近代化資金利子補給金	近代化資金利子補給補助金
350	家畜法定伝染病予防事業補助金	
351	優良家畜導入輸送費補助金	
352	繁殖和牛等増産対策事業補助金	
353	和牛等改良基地育成事業補助金	
354	家畜飼養効率化促進事業補助金	
355	水田農業経営確立対策事業費（畜産）	
356	高松市畜産共進会負担金	
357	高松市肉牛枝肉共励会事業補助金	
358	高松市畜産振興協議会補助金	
359	高松市ホルスタインクラブ事業補助金	
360	香川県畜産会負担金	
361	家畜環境整備特別対策事業補助金	
362	家畜環境衛生対策事業補助金	
363	畜産施設改善事業資金利子補給金	
364	乳用牛，肉用牛及び繁殖用牛素畜預託事業資金利子補給金	乳牛子牛生産助成補助金
365	下刈事業補助金	
366	枝打事業補助金	
367	除間伐事業補助金	間伐作業補助金
368	森林組合作業班員確保対策事業補助金	
369	木材需要拡大推進事業補助金	
370	森林組合事業補助金	林産物振興補助金

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
371		ダンプ・トラック維持補助金
372		労務共済補助金
373		森林組合林業指導補助金
374	栽培漁業推進事業費補助金	
375	水産教室事業補助金	
376	漁船漁具保全施設設置事業補助金	
377	藻類養殖事業補助金	
378	貝類養殖事業補助金	
379	底曳網対策事業補助金	
380	海浜清掃事業補助金	
381	淡水魚種苗放流事業補助金	
382	漁業協同組合連絡協議会補助金	
383	漁業後継者クラブ育成事業補助金	
384	底曳網協議会事業補助金	
385	高松地区海苔養殖研究会補助金	
386	漁業近代化資金利子補給金	
387	全国豊かな海づくり大会事業負担金	
388	高松市食肉事業協同組合と畜解体業務運営補助金	
389	BSE対策補助金	
390	県営土地改良事業補助金	
391	団体営土地改良事業補助金	
392	単独県費補助土地改良事業補助金	
393	単独市費土地改良事業補助金	町単独土地改良事業補助金
394		農業近代化施設補助金
395	国費災害復旧事業補助金	
396	国営造成施設管理体制整備促進事業補助金	
397	香川用水土地改良区賦課負担金	
398	香川用水事業推進協議会負担金	
399	香川用水新川沿岸土地改良区補助金	
400	市土地改良区連合会運営費補助金	
401	新川吉田川沿岸排水対策促進期成会補助金	
402	全日本プロ自転車競技大会協賛分担金	
403	日本競輪選手会香川支部補助金	
404	日本競輪選手会四国地区本部補助金	
405	四国地区施行者協議会分担金	
406	高松競輪場臨時従事員共済会交付金	
407	ファンクラブ事業補助金	

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市		塩 江 町	
	件	名	件	名
408	記念場外負担金			
409	観音寺場外負担金			
410	S級場外負担金			
411	全国競輪施行者協議会分担金			
412	日本自転車振興会交付金			
413	公営企業金融公庫納付金			
414	高松市中央卸売市場清掃協力会補助金			
415	市民病院ループバス維持費補助金			
416	鉄道近代化設備整備費補助金			
417	高松市生活交通路線維持費補助金			
418	音声放送装置改善補助金			
419	ショッピングレインボー循環バス維持費補助金			
420	公共交通旅客施設バリアフリー事業整備事業費補助金			
421	公共交通移動円滑化整備事業費補助金			
422	都市景観形成助成金			
423	高松市都市景観まちづくり協議会活動助成金			
424	交通空白地帯における乗合タクシー等運行実験補助金(山田地区)			
425	琴電琴平線鉄道高架事業負担金			
426	四国横断自動車道関連特別用地対策事業補助金			
427	民間駐車場整備助成金			
428	高松港頭地区都市再生総合整備事業負担金			
429	高松港頭地区土地区画整理事業県施行負担金			
430	高松港頭地区都市再生総合整備事業補助金(間接補助金)			
431	香川県菊友会事業補助金		菊友会補助金	
432	高松市の名木助成金			
433	高松春のまつりフラワーフェスティバル&交通安全フェア負担金			
434	高松市花と緑の協会補助金			
435	日本土地区画整理協会会費			
436	上水道新設負担金			
437	国道11号線整備促進協力会負担金(15年度予算なし)			
438	国土建設推進協力会高松支部負担金(15年度予算なし)			
439	海水供給業務負担金			
440	狭あい道路拡幅整備事業補助金			
441	新川西堤防線他2線			
442	高松市交通安全都市推進協議会補助金			
443	高松市交通安全母の会連絡協議会補助金		交通安全母の会補助金	
444	地域交通安全活動推進委員協議会補助金活動推進費			

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
445	違法駐車防止対策推進協議会補助金	
446	民間自転車等駐車場施設管理運営事業補助金	
447	市民交通傷害保障校区(地区)別周知会交付金	
448	高松港清港会補助金	
449	高松港コンテナターミナル施設負担金	
450	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	町合併処理浄化槽設置補助金
451	日本下水道事業団業務運営補助金	
452	生活扶助世帯排水設備設置助成金	
453	香東川流域下水道維持管理者負担金	香東川流域下水道事業負担金
454	雨水貯留浸透施設整備助成費補助金	
455	雨水流出抑制施設整備助成費	
456	消防大学校研修負担金	
457	救急救命士教育訓練事業負担金	
458	テレホンサービスユーザー協会会費	
459	幼少年消防クラブ連絡協議会補助金	
460	婦人防火クラブ連絡協議会補助金	
461	消防出初式等参加助成金	
462	消火用水負担金	
463	画像伝送システム負担金	
464	全国消防協会四国地区支部救助指導会負担金(本部割負担金)	
465	全国消防長会秋季役員会開催地負担金	
466	自主防災組織連絡協議会補助金	
467	消防団員相互共助会補助金	
468	消防団員等公務災害補償等共済基金掛金	
469	消防団員福祉共済制度掛金相当分助成金	
470	消防団本部運営交付金	
471	消防分団運営交付金	町消防団員研修補助金
472		町消防団運営補助金
473		携帯助成金
474	香川県消防操法大会参加分団交付金	
475	消火栓維持管理費負担金	
476	消火栓設置負担金	
477	放送大学科目履修助成金	
478	通信教育講座助成金	
479	自主研究グループ活動助成金	
480	香川県市町村職員互助会負担金	
481	高松市職員共済会事業交付金	

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市		塩 江 町	
	件	名	件	名
482	インターネット接続料			
483	海底送水管損害補償制度保険料受入			
484	国有資産等所在市町村交付金			
485	無線電話装置電波使用料			
486	香川県公益事業警察連絡協議会運営負担金			
487	鉛管取替助成事業			
488	配水管布設工事助成事業			
489	私有道における輻輳給水管および鉛管解消工事助成事業			
490	内外情勢調査会負担金			
491	下水道受益者負担金			
492	高松市奨学金			
493	大学等教育資金利子補給金			
494	総合的な学習の時間活性化推進事業費			
495	渡航負担金（英語圏JET）			
496	教職員研修負担金			
497	日本体育・学校健康センター負担金		学校体育健康センター掛金補助金	
498	高松市小学校教員研修補助金		教員研修補助金	
499			町教員各種研修補助金	
500			町内現職教育研修補助金	
501	香川県小学校教育研究会負担金補助金		全国学校事務研究大会補助金	
502	香川県小学校長会負担金補助金		校長研修補助金	
503	香川県小学校教頭会負担金補助金		教頭研修補助金	
504	小学校障害児学級連合宿泊訓練学習補助金			
505	全国特殊教育研究会負担金補助金			
506	高松市障害児教育推進協議会補助金			
507	全国特殊学級設置学校長協会負担金補助金			
508	日本体育・学校健康センター負担金		学校体育健康センター負担金	
509	高松市中学校長研修事務補助		校長研修補助金	
510	香川県中学校長会負担金補助金			
511	香川県中学校教頭会負担金補助		教頭研修補助金	
512	香川県中学校教育研究会負担金補助金		全国公立小中学校事務研究大会参加補助金	
513	高松市中学校教員研修補助金		教員研修補助金	
514			教職員県外優良学校視察補助金	
515			町内現職教育研修補助金	
516	高松市障害児教育推進協議会補助金			
517	全国特殊教育研究会負担金補助金			
518	高松市中学校障害児学級連合宿泊学習補助金			

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
519	全国特殊学級設置学校長協会負担金補助金	
520	離島生徒通学費補助	遠距離通学費補助金（小学校）
521		遠距離通学費補助金（中学校）
522	中学校卒業生就職激励会開催補助金	
523	日本体育・学校健康センター負担金	学校体育健康センター負担金
524	県高等学校教育研究会負担金補助金	
525	高松市定時制・通信制教育振興会補助金	
526	高松市私立高等学校教育研究会補助金	
527	県外遠征対策補助金	
528	日本体育・学校健康センター負担金	学校体育健康センター負担金
529	幼稚園教員研修交付金	
530	県幼稚園教育研究会負担金補助金	
531	国・県幼稚園長会負担金補助金	
532	私立幼稚園連合会補助金	
533	私立幼稚園就園奨励費補助金	
534	私立幼稚園就園費補助金	
535	私立幼稚園第3子以降園児就園費助成金	
536	私立幼稚園園児健康診断事業補助金	
537	就学時健康診断運営交付金	
538	高松市学校保健会運営補助金	
539	高松市学校給食会補助金	学校給食会負担金（小学校）
540		給食調理員研修補助金（小学校）
541		学校給食会負担金（中学校）
542		給食調理員研修補助金（中学校）
543		給食材料費補助（県職分）
544	高松市学校給食研究会補助金	
545	小学校体育研究会補助金	学校体育会補助金（小学校）
546		学校体育会補助金（中学校）
547	中学校体育後援会連絡協議会運営補助金	
548	四国中学校総合体育大会派遣補助金	
549	四国中学校総合体育大会開催地負担金	
550	全国中学校体育大会参加生徒派遣補助金	
551	中学校総合体育大会生徒輸送補助金	
552	中学校新人体育大会生徒輸送補助金	
553	駅伝競走大会生徒輸送補助金	
554	学校体育推進事業生徒輸送補助金	
555	中学校体育部会運営補助金	

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
550	学校体育推進事業生徒輸送補助金	
551	中学校体育部会運営補助金	
552	市PTA連絡協議会運営補助金	学校体育振興・部活動費補助金
553	第54回全国高等学校PTA連合会大会香川大会開催補助金	町PTA連絡協議会負担金
554	市立幼稚園PTA連絡協議会運営補助金	郡PTA連絡協議会負担金
555	サンネットふれあい大学実行委員会負担金	サンネットふれあい大学負担金
556	成人式記念イベント支援補助金	
557	市青年団体連絡協議会補助金	
558	親子のふれあい活動推進事業補助金	
559	青年寺子屋事業補助金	
560	のびのび子どもプラザ事業補助金	
561	市民グループ女性教室開設補助金	
562	市民グループ家庭教育学級開設補助金	
563	高松・嶺北子ども交歓会共催負担金	
564	子ども会フットベースボール大会事業共催負担金	
565	子どもまつり新春子どもフェスティバル事業共催負担金	
566	高松市子ども会育成連絡協議会補助金	町子ども会育成者連絡協議会補助金
567	少年少女団体運営事業補助金(ボーイ・ガールスカウト)	
568	各校区子ども育成連絡協議会運営補助金	
569	子ども会育成会指導者講習会共催負担金	
570	子ども農園補助金	
571	高松市少年育成委員連絡協議会補助金	
572	高松市青少年健全育成市民会議補助金	
573	生涯学習センター遊友塾事業補助金	
574	むうぶ片原町管理組合負担金	
575	世界人権宣言高松市実行委員会負担金補助	
576	部落解放基本法制定要求国民運動高松市実行委員会負担金補助	
577	高松市立幼稚園同和教育研究会補助金(園)	
578	高松市立小学校同和教育研究会補助金(小)	
579	高松市立中学校同和教育研究会補助金(中)	
580	部落開放香川県講演会参加補助金(小・中)	
581	全国人権・同和教育研究大会参加補助金(小・中)	全国人権・同和教育研究大会補助金
582		四国人権・同和教育研究大会補助金
583		全国人権・同和教育研究大会運営負担金
584	教職員研究費補助金(小・中)	
585	教育活動指導費補助金(対象地区(4小・4中))	
586	地区人権教育推進協議会補充金	

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
587	地区人権教育推進協議会補充金	
588	人権教育研修補助金(運動団体)	
589	社会教育団体補助金(対象地区)	
590	高松市同和教育推進協議会補助金	
591	中学校区労力向上総合事業補助金	
592	高松市スポーツ少年団認定員養成講習会開催負担金	
593	市民早朝野球大会補助金	内場池竜王神社野球大会補助金
594	水戸市・高松市親善都市交歓野球大会開催補助金	
595	市民ハイキング運営補助金	
596	地区対抗ドッジボール大会補助金	
597	彦根市・高松市姉妹城都市交歓少年野球大会補助金	
598	高松市・松江市都市間交流事業バレーボール大会補助金	
599	矢島町・高松市スポーツ少年団交流事業補助金	
600	第20回郡市対抗源平駅伝競走大会補助金	郡市対抗源平駅伝大会補助金
601	サンドヒル高松グラウンドゴルフ参加事業補助金	
602	西日本中央連携軸スポーツ大会参加事業補助金	
603	高校選抜ソフトテニス大会開催負担金	
604	高松市民スポーツフェスティバル開催負担金	
605	健脚大会開催負担金(琴平・塩江)	
606	サンネット圏民スポーツ大会負担金	サンネット圏民スポーツ大会負担金
607		高松地区広域連合健脚大会負担金
608	仏生山フェスタ開催負担金	
609	市民遠泳大会開催負担金	
610	高松市体育協会補助金	体育協会補助
611	地区体育協会補助金	
612	地区体育協会連絡協議会補助金	
613	体力づくり市民会議補助金	
614	学校体育施設開放事業補助金	
615	適応指導教室フレンドシップサマーキャンプ実行委員会負担金	
616	高松市文化財保護協会事業補助金	
617	屋島寺本堂管理事業補助金	
618	国指定文化財石清尾山古墳群管理事業補助金	
619	史跡勝賀城跡管理事業補助金	
620	史跡天然記念物屋島管理事業補助金	
621	国指定文化財小比賀家住宅管理事業補助金	
622	四国民家博物館市指定文化財管理事業補助金	
623	市指定史跡天然記念物等管理事業補助金	

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市		塩 江 町	
	件	名	件	名
624	無形文化財水任流泳法保存伝承公開事業補助金			
625	円座人形芝居保存伝承公開事業補助金			
626	重要有形民俗文化財讃岐および周辺地域の砂糖製 造用具と砂糖しめ小屋・釜屋保存修理事業補助金			
627	文化奨励賞受賞者の集い補助金			
628	高松市芸術文化活動補助金			
629	市民文化祭（地区文化祭）事業補助金			
630	地域文化事業推進補助金			
631	高松市文化団体活動事業補助金			町文化協会補助金
632	高松市鑑賞団体連絡協議会補助金			
633	新能開催補助金			
634	高松ユネスコ協会事業補助金			
635	高松ユネスコクラブ事業補助金			
636	各種学校運営協議会補助金			
637	秋季市民大学共催負担金			
638	芸術文化体験講座事業補助金			
639	ものづくりふれあい教室事業補助金			
640	広域交流センター管理運営負担金			
641	文化芸術ホール自主事業補助金			
642	財団派遣市職員人件費補助金			
643	シンボルタワー共用部管理費負担金			
644	市民公募型事業入選案補助金			
645	全国図書館大会開催地負担金			
646	菊池寛記念館文学展開催負担金			
647	菊池寛顕彰会事業補助金			
648	香川菊池寛賞共催負担金			
649	文学探訪開催負担金			
650	美術館展覧会開催負担金			
651	「戦争体験記」政策補助金			
652	農業委員会地区部会開催交付金			
653	議会運営交付金			
654	香川県五市議員共済年金受給者会補助金			
655	政務調査費（平成12年度まで市政調査研究費）			
656				職員公務災害補償負担金
657				職員弔慰金保険共済負担金

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
658		木田・香川選管連合会負担金
659		網の目行動負担金
660		解放同盟旗開き負担金
661		木田・香川地区身障スポーツ大会負担金
662		木田・香川地区身体障害者福祉大会負担金
663		障害者生活支援事業負担金
664		低所得者負担対策事業負担金
665		全国農業委員会会長大会・先進視察負担金
666		農業者年金周知会負担金
667		香川県農林水産フェスティバル実行委員会負担金
668		高松農業共済組合運営負担金
669		県道久保谷塩江線整備促進期成同盟会負担金
670		香川郡道路担当者連絡協議会負担金
671		消防賞じゅつ負担金
672		教科書選定委員会負担金
673		ソウルの翼参加負担金
674		東四国ゲートボール大会負担金
675		大型免許取得補助金
676		チャイルドシート補助金
677		人材育成補助金
678		首都圏ふるさと会助成金
679		香川県腎臓友の会補助金
680		腎疾患総合対策事業補助金
681		在宅当番医制事業補助金
682		単独浄化槽撤去費補助金
683		各小学校清掃活動補助金
684		香東川の水環境を守る会補助金
685		香東川を守る会補助金
686		生活用水確保対策補助金
687		各種周辺整備事業費補助金
688		茶業組合補助金
689		農業経営者協会補助金
690		黒大豆部会補助金
691		農道維持補助金
692		有害鳥獣駆除補助金
693		竜王山キャンプ場施設補助金
694		森林整備活動支援交付金

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
695		ホタル水路管理補助金
696		竹細工同好会補助金
699		竜王山山開き補助金
700		登山道清掃補助金
701		全国観光地所在町村協議会補助金
702		辺地等環境整備費補助金
703		道の駅駅長室電気料金補助金
704		定住促進に係る水道給水管布設工事補助金
705		桜川ダム対策協議会活動補助金
706		町道草刈等補助金
707		讃岐広域消防組合負担金
708		自主防災組織結成補助金
709		讃岐地区教職員県外優良校視察研修補助金
710		クラブ活動費補助金（小学校）
711		児童指導費補助金
712		児童生徒派遣費補助金
713		遠距離通学費補助金
714		クラブ活動費補助金（中学校）
715		生徒派遣費補助金
716		生徒指導費補助金
717		就進学指導費補助金
718		高等学校生徒就学等補助金
719		学校体育健康センター掛金補助金
720		県学校図書館協議会費補助金
721		町教員各種研修補助金
722		たたら踊り保存会補助金
723		国際青年芸術祭補助金
724		スポーツ少年団育成会補助金
725		国体参加補助金
726		ゴルフ教室補助金
727		集落排水施設維持管理組合補助金